

参議院社会労働委員会會議録第十三号

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)

午前十時二十四分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

丸茂 重貞君

佐藤 芳男君

三月二十八日

辞任

小林 英三君

補欠選任

丸茂 重貞君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

大谷 藤之助君

紅露 みつ君

竹中 恒夫君

徳永 正利君

丸茂 重貞君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

杉山善太郎君

柳岡 秋夫君

林 塩君

高野 一夫君

国務大臣

法務大臣

厚生大臣

中垣 國男君

西村 英一君

労働大臣 大橋 武夫君

政府委員

法務省刑事局長

厚生省事務局長

厚生省援護局長

労働省労働局長

労働省労働局長

事務局長

常任委員

会専門員

説明員

総務府恩給

局審議課長

厚生省事務

局事務課長

通商産業省

企業第二課長

青木 慎三君

横田 陽吉君

中嶋 忠次君

増本 甲吉君

丸茂 重貞君

大谷 藤之助君

紅露 みつ君

竹中 恒夫君

徳永 正利君

丸茂 重貞君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

杉山善太郎君

柳岡 秋夫君

林 塩君

高野 一夫君

国務大臣

法務大臣

厚生大臣

中垣 國男君

西村 英一君

芳男君が委員を辞任せられ、その補欠として、小林英三君及び大谷藤之助君が選任せられました。

○委員長(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

○委員(加瀬完君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題といたします。

うことでございますが、ただいまここに資料の持ち合せもございません。あるいはそういうことも詳細に調べておるかどうかということも私も存じ上げませんので、後刻よく調査の上、なお、私に与えられております法律その他に基づいて事務実施の上において、調査を実施しております上に限定的な調査の調査等、ここでお答えすることができるようでございます。それから、事務局からお答えいたします。

○政府委員(山本浅太郎君) たしか昭和二十四年に、当時の経済安定本部におきまして、いわゆる戦争被害者の一覧」という資料が出ております。しかし、これは二十四年に出したものでありますので、いわば戦後の非常に混乱の時期に急急に作成された資料でございます。これによりまして、たとえば内地だけの戦没者死者は三十万であるというふうに記録されているのでございます。ところが、長崎、広島、原爆関係の数字につきましては、広島及び長崎の両市の当局から推定して出した数字は、それだけでも三十三万というふうな推定数字を公表されているような次第でございます。したがって、この一事から見ても、私は、広島、長崎の原爆の数字が三十三万であるというの、非常に過大な数字ではないかと思っております。同時に、当時経済安定本部で出しております内地の戦災の一般死亡、これは軍人軍属等を除きました、また、外地及び旧日本領土でありました外地を除きました数字でございますけれども、それにしても、三十万というのはいささか少なきに失するのではないかと。ううなことでございまして、その後各方面の資料を当たっているのでございますが、そうした一般の戦没者等につきまして、つまり国との身分的なつながりのないような方についての戦争被害といったようなものについて、今日直ちにどうも取り得ると思われるような正確な資料は、遺憾ながら、ないというふう存じております。

○柳岡秋夫君 遺憾ながら資料がない、こういう御答弁でございますが、今、局長から申されました経済安定本部の昭和二十四年の調査によりまして、これははっきりしたもののだけの資料のようでございますが、人的損害におきましては死亡者あるいは負傷、行方不明者を含まして二百五十三万三千人以上の損害を受けている、あるいは物的資産の被害等におきましては、当時の昭和二十三年当時の価格の評価に直しますと、実に四兆二千億にも上る膨大な損害を受けている。これは明らかに政府で調査したものだけのものではないかと、おそらくこれ以上の膨大な数の損害なり被害なりというものがあろうというふうに私は思っております。したがって、私は、こういう戦争がもたらすところの国家的損失というものを考えました場合に、この質問をするにあたりまして、まずもって私は、この戦争の恐怖、あるいは無益というものを深く私どもは認識をして、そうして戦争を防止するということに努めるということ

がわれわれ政治家の任務であるということをお知らせいたしたいと思います。そうして皆さん方にも、その努力のために一そうこれからの政治の上において努力をするということを確認をしていただきたいと思います、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、そういう不完全な調査のまゝ、いろいろな戦争犠牲者に対する補償、あるいはその他の援護措置をするということは、やはり一部の組織なり団体の意向に左右をされて、そういう団体なり組織に入っておられない、いわゆる政府がいまだ把握のできない人たちを見落とす、とり残す、こういう結果にも私は相なるかと思ひます。したがって、戦争犠牲者というものを考える方、あるいは範囲というものを政府はどのようにとらえているか。単に法律上の、たとえば援護法上戦争犠牲者はこういうものだ、あるいは恩給法上こういうものだ、こういう形でなくて、そういうものは法文を見ればちゃんとわかるものです。しかし、戦争犠牲者というものは、私はそういうものだけではなくて、やはり広く解釈をすれば、国民全体が戦争犠牲者と言え、私は思うのです。そういうことで、政府としては、この戦争犠牲者というものを対してどういふふうな見方と概念を持っておられるか、それをお伺いしたいと思います。

○委員長(加瀬亮吉) 委員の異動についてお知らせいたします。
本日、小林英三君が委員を辞任され、その補欠として、丸茂重貞君が選任されました。

○政府委員(山本浅太郎君) ただいまのお尋ねにお答えする前に、先ほど申すべきところを落としておりましたので、先に付け加えますが、軍人、軍属で海外で死没された方々は百七十七万二千でございます。また、内地あるいは台湾、朝鮮等、いわゆる旧植民地におきまして亡くなった軍人、軍属が五万八千八百でございます。それから、狭い意味の内地で亡くなった軍人、軍属が三万九千でございます。これはややラフな数字でございますけれども、大よその見当をつけていただくには間違いない数字だと存じております。

次に、ただいまのお尋ねでございますが、確かに先生のおっしゃるとおり、過般の戦争は、いわゆる国民総力戦というふうな当時の政府から言われ、国民それぞれが、それぞれの活動の分野におきまして、非常に国家に忠実であつた働きをしておられ、その間、いろいろな職場において亡くなった方々は非常に多いわけでございます。したがって、いろいろな戦争犠牲者というものを考えるべきでございます。また、その場合、そのような広範な国民を対象として物事を考えるということも、当然そうあるべきお考えの一つであることは申すまでもないことと存じます。ただ、そうした多くの戦争犠牲者の中で、ただいまも御指摘のありましたように、恩給法なり援護法で特定のものだけに限つて援護をしておられるというところがございますが、これはあくまで国家が、犠牲になられた方々のいわば一つの雇用主としての立場から、完全な国家補償をする、あるいは身分的なつながりがやや薄い、たとえ

ば援護法の対象についていいますならば、そういう方々についていいますれば、国家補償の精神に基づいて援護するということになります。第一次的あるいは第二次的にしかるべきグループの人を拾ひ上げて法律の対象にしておられるというのが現行の法律の姿であると思ひます。しかしながら、ただいまもお述べになりましたような、なるべく広く国家が処遇をすべきであるという点は、もつともなことでございますので、そういう国民の声に應じて、御案内のように、援護法では準軍属という概念を取り上げ、また、その準軍属の概念をだんだん年々広めていく。それから、今回お願いしておりますように、援護法の改正で、そうした準軍属の処遇を政府としては大幅に今回改正したつもりでございますが、なお十分でない点ももちろんあると思ひますので、今後そうした準軍属の範囲及び準軍属の処遇の充実につきましまして、国会の諸先生方の御便覧を得ましまして、漸次広めていく必要があるかと存じます。しかしながら、なおそういうふうな策を用ひましても手の届かない、たとえば一般の戦争犠牲者にとりましますと、これはそのようが必要がないとは決して申さないのでございます。また、現在の援護法は、あくまで国家補償の精神に基づいて援護するということ、国が雇用主の立場にあつたとか、あるいは国がその個人に対して法令的な強制力を用ひてそういう部署につかされたというふうなグループ、どうしてもそういう範囲を逸脱するわけには、この法律の建前としてはいかないと思ひます。したが

ての何らかの処遇をするということになりますと、現行の恩給法なり、あるいは援護法以外の別途の法体系というものを用意する必要があるのではないかと、こういうふうな考えられる次第でございます。いずれにいたしましても、現状で決して十分であると考えないということだけを率直にお答えしたいと存じます。

○柳岡秋夫君 そこで、政府は、もう二、三年前から、池田さん特有の数字なり、あるいは自信をもつて、もはや日本は戦後ではない、戦争の処理は終わったんだ、こういうふうなことで今まで何回か私たちは聞いておるわけでございます。したがって、私は、そういう立場から立つならば、戦争による被害、あるいは犠牲者の措置、あるいは補償というものは、今、局長が言われたような形ではなくして、全体的な、いわゆる社会保障的な立場に立つて、この援護措置、あるいは国民全体の生活の安定、こういうことを考えていくのが私は至当ではないかと考えているわけでござい

ます。いわゆる終戦処理的な措置、あるいは措置というものは、戦後十数年、もう十八年になるわけでございますから、当然終戦処理的な措置ではなくして、全体の国民の生活を安定せしめる、特に低所得階層の生活を、国として責任を持って解消するといふ、社会保障的な立場でこういう問題を取り上げるべきではないか、こういうふうな思ひわけでございますが、幸い厚生大臣も来られましたので、厚生大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 私が途中でございましたから、ひよっとすると御質問の要点がはずれるかもしれませんが、まあこの戦争によりましては、御承知のように、もう物心ともに、多かれ少なかれ、どなたでも犠牲者であるわけでございます。しかし、やはり国家の経済が成長しまして、だんだん国家に力がつきますれば、その犠牲者の中で、やはり国との関係、国の命令によってそれぞれ国家のために働いたというものがつきまして、これは順を追つてやはり援護、国家の保障の手を差し伸べるのが至当ではなからうか。今までの経過を見ましても、やはり戦没者の遺族、その他順を追つてきているのでございます。今、先生の御指摘のような、非常に低所得者のある今日において、やはり全般的にはそういうものを取り上げてやるべきではないかというお話でございますが、もっとも、それの方々につきましましては、社会保障の観点から進むべきものもありましますけれども、また別な国家のために殉じたという意味で、国家の保障をやはりやうていくものもあつていいわけだと思ひわけでございます。したがって、これはやはり事柄によつて判断をいたさなければしょうがない、そのように思つておられますし、低所得者の方々につきましては、これはまたほんとうの社会保障の面から十分な施策を講じていきたい、かように考えている次第でございます。

○柳岡秋夫君 私も、たとえば戦争未亡人に対するこの特別給付金の問題について、戦没者の妻に対して、国家保障の精神からこういう施策を行なう、こういうことについて私は理解はするわけで、できないということではございません。しかし、今申し上げまし

たように、池田内閣は、常に社会保障というものを三つの公約の一つと、いわゆる重点施策として、あらゆる機会に国民に向かって約束をしているわけですが、したがって、こういう全体の社会保障制度の中に占めるこれらの特別な措置が、どういふ関連を持って今後社会保障制度全般の中に体系をつけていくのか、こういう点をやはりこの際私は明確にさせていただきたいと思うわけですが。まあ厚生大臣も、当初の所信表明の中で、今後の社会保障制度の構想なりについては、一応述べられております。しかし、これらの新しい、今度できるようなこういう法律、これを今後全体の社会保障制度の中に、どういふふうにして体系をつけていくのか、全体との関連ですね、どういふふうにお考えになつていられるのか、こういう点をお伺いしたい。

○国務大臣(西村英一君) ちょっと御質問の点ではっきりしないところがありますが、この今回の未亡人給付金の問題は、スタートが全然違うのでございまして、これはほんとうの未亡人の方々に対する過去の労苦に対する慰謝をやるというところでございまして。しかし、御承知のように、未亡人でございいますから、寡婦、あるいは母子家庭ということになつていられるのでございまして、これらの方に給付金をやることは、これは決して社会保障と逆行するものではないと思いますが、もとともと考へ方は、食えないからというような、そういう意味のことは第二義的なものでありまして、あくまでも今回の法律は、第一義的に、戦争に対する特別な事情に置かれた慰謝、それは社会保障の観点から考へましても、決して

逆らうものではないわけでありまして。しこうして、柳岡先生の言われる、池田内閣は社会保障政策を推進してあるから、もっとそれをやるべきではないか、この問題を社会保障の中に、どういふふうに関連するかと、どういふ御質問でございませうか、そういう御質問でございませうか、社会保障の中にこの問題を体系づけるといふようなことは、ちょっと今のところ非常に考えにくいのでございまして。社会保障は、あくまでも社会保障といたしまして進めていきたい。御質問の趣旨がわかれば一度お答えしたいと思ひますが、今の御質問については、さううに一応お答えをいたしておきます。

○柳岡秋夫君 私は、前提として、先ほど申し上げましたように、もはや戦後ではないのだ、したがって、こういう問題については、全体の国民生活の安定、特に低所得階層の生活の向上、こういう面からの取り上げ方というものが、私は妥当な今後の行き方ではないか、そういう意味から、社会保障制度の一環として、こういう問題も取り上げていくべきではないかと、こういうふうにお考へていられるわけですか。これに對して、大臣のほうは、社会保障制度とは別なんだ、別な立場でこの問題を取り上げたのだと、こういうふうにお考へするわけですね。そうしますと、その考へ方が私どもと若干相入れない。したがって、別な形で出したということであれば、たとえばその提案の説明だけでは、私どもはまだ納得できない面があるわけですね。たとえば昭和三十八年四月一日以降の者だけしか出さないとか、あるいは昭和十二年の

七月七日以降のということで制限をされているとか、あるいはまた、この法案の適用になる以前に死亡した戦没者の妻に對しては何らの措置も考へておられない、こういう点が私は矛盾を起している。少なくとも、一身同体であつた夫を亡くして、そして戦後非常に苦しい生活をしてきた未亡人の方々に對して、その慰謝料としてこの二十万円というものを出すのだということであれば、私は、四月一日以降ということではなくして、あるいは昭和十二年七月七日以降ということではなくして、あるいはまた四月一日以前に死亡した人に対しても、これは万全の調査をして、そして同じように出すべきではないか。もし期限を切るとなれば、私は、この際、全体の社会保障制度の中の一環として、いわゆる低所得階層の生活の安定という面に入れられて、私は、全体的な社会保障制度とともにもこういう問題を取り上げていくべきではないか、こういうふうにお考へておられるわけですか。

○政府委員(山本清太郎君) ただいまの大臣のお言葉をちょっと補足させていただきます。柳岡先生の御指摘の基本的な問題は、一般の社会保障の諸制度の上に、こうした戦争犠牲者のうち、まあ全部ではございませませんが、国家的なつながりのある直接的なものを拾ひ上げて特段の処遇をすること、この二つの問題をどうか合わせるかという基本理念の解明がまず第一に要請されておると思ひますが、御案内のように、社会保障制度の非常に進みました西ドイツにおきましても、あるいはイギリスにおきましても、一般の国民に對する最低生活の保障を基礎とする

各般の制度のほかに、今次の大戦によりまして、傷つきあるいは亡くなられた人に対する処遇は、純粋に国家補償の問題として、別の制度として現存するのでございまして。したがって、現在わが国におきましても、恩給法なり、あるいは遺族援護法なり、あるいは旧令共済特別措置法といつたような、特別の法域を設けまして独特の処遇をしておりますゆえんのもの、その一環として、あるいは国が公権力を発動してその人を傷つかせ、あるいはその人を死に追いやったという直接的な責任にかんがみまして、これに對して国家補償ないしは国家保障の精神に基づいた援護をしようという趣旨でございまして。したがって、幾ら社会保障制度が進みましても、こうした特別の原因に基づく特別の処遇をするという法域があることはやはり必要なことではないか、こういうふうになす基本的な考へます。

それから、次に、具体的な問題として、今次の戦没者の妻に對する給付金という御指摘がございまして、いろいろこの点につきましても、いろいろ御指摘のような点を入れた考へ方が全然成り立たないというふうには考へませんけれども、御承知のように、戦没者の妻につきましても、公務扶助料なり、あるいは遺族年金なり、あるいは殉職年金といつたそれぞれ元の身分によりまして異なりますけれども、いづれにしても、その生活保障的な分野に關する年金というものは支給されておるわけではございまして。したがって、

て、単に非常にさうして犠牲者の中で困つておる人があることだけでありますれば、ただに妻だけではない、老父母といつたようなものも当然対象にしなければならぬわけではございまして、今回は妻だけにしておる。しかも、妻のうちでも、今次の戦戦につながらる戦争によって亡くなられた戦没者の妻だけを取り上げておる、これはおかしいではないかと考へる方もあろうと思ひますが、今回の給付金は、やはり今次の戦戦につながらる戦争によって亡くなられた戦没者の妻を考へますと、昔のいわゆる勝ちいくさと呼ばれた時代の遺族援護の状況と比べて、非常にお気の毒な事情におかれたと思ひます。国に對しても、あるいは都道府県に對しても市町村に對しても、あるいは近隣の人々の心の持ち方自体が、かつての戦争と今次の戦争とは非常に違ひまして、いわば昔は名譽の家としてのあたたかい社会的な手に包まれておつたところが、今次の敗戦におきましては、戦争を否定する一般的な風潮のもとに、そうした罪なき戦争犠牲者それ自体が世にうとまれるというふうな状況に置かれてきた。したがって、戦没者の妻は、一面、いわゆる靖國の妻といわれたような心理的な拘束を受けながらも、客觀的にはあたたかい手で援護をされなかつたというのが一般的な実情でございまして。したがって、今次の戦争下において一心同体という夫を失つたという、先ほど大臣の言われました特別の精神的な苦痛に長年沈淪させたことに対する償いとして、国がこの際慰謝をしようというこ

とで、先ほど申されたような線で戦没者の妻の範囲をきめたわけでございます。そういう次第でございますので、一時金である慰謝を今出そうとするのと、どうしても現存する妻だけをとりえなければいけないということとで、一つの線の引き方としては、この法律施行を予定いたしました四月一日に生きている戦没者の妻、これだけを取り上げざるを得ない、こういうことにした次第でございます。

○藤田藤太郎君 関連して。私は、さつき厚生大臣が発言なさったときに関連をして発言をしようと思ったのですが、その柳岡委員の御質問に対して、社会保障的なものではない、戦争の犠牲者、未亡人に対する慰謝である、こういう工合に大臣はおっしゃった。社会保障に対する将来のあり方というものは、私はここで議論をいたし

で未亡人として非常に苦勞されお亡くなりになった場合もあります。それから、また、それに耐えて再婚か内縁関係を保たれた方もあり得る、そういう場合には何らこの法律は援護処置がな

○國務大臣（西村英一君） 實は慰謝で

ございまして、でき得れば一時金で本人にやるべきところなであります。しかし、それを十年に分けてやるということは、やはりこれは一時金の性格でやるので、したがって、その方が亡くなったときには、それを継承するという考え方がすなおな考え方じゃないかなうかと思われるわけでございす。純粋な公平論からいきますと、死んだ方はどうするかとか、いろいろあると思いますが、やはり法律でございしますから、やはりある時点をつかまえてやらなければなりません。できれば一時金でやることを、もうそれを国債で十年でもって支払うんだということでありますので、別に今、柳岡さんの言ったことであまり疑問が起らないと私は思うのですが、さように

私は考えておる次第でございます。一時金でございますから、それは継承するのだと、個人にやり切りのものだと、こういうふう考えたのでございます。

○藤田藤太郎君　一時金だからいいのだとおっしゃるけれども、十年の間に分割で政府は支給するわけでしょ。ですから、民法上の相続受継という問題が出てくるわけです。実際問題として、そういうことになる、場合に

よったら、十年の期限の中で、一度出し
 たんだから返らないという式でいけば、
 犠牲に対する感謝という考え方からは
 ずれた給付という問題がたくさん出て
 くるのではないか。そんなことなら、そ
 の以前十七年間ですか、苦勞された方
 は、戦争の犠牲に対する感謝という問
 題であれば、それは長いとはいいいま
 せんけれども、相当な期間、その人に対
 する感謝措置はどうするか、ということ

んのおっしゃいますような議論も、全然ないわけじゃございませんので、死んだら打ち切るべきじゃないか、あるいは再婚したらあげなくていいんじゃないかというような議論もないわけじゃございませんが、まあ私はそういう方法をとらないで、それは本人の幸福のために、やはりあげ切りにしたほうがよからう、こう考えた次第でございます。

なられた方々に、感謝を含めて、給付をしようというということについて反対しているわけじゃないんです。あまり極端な議論をしたくないから遠慮しておったのですが、今の大臣のお答えを聞いてみると、たとえば同じ再婚でも、三月三十一日の再婚はゼロ、四月一日、二日の再婚は二十万円、そういう極端な議論までせざるを得ぬことになるわけですね。一時金だからといっ

これからやる。この法律は法律として通すが、何らかの形で考えていこうということであれば、私は、今この法律に付け加えてどうせいいこうせいという議論はあまりしたくない、あなたも努力をされてきたのであるから。しかし、以前のことは触れないで、一時金だからということだけでおっしゃるならいろいろ問題がある。今後以前のことについては、それじゃ援護の問題は調査の上考えましようというこゝとなら

私は話はわかる、あまり議論をしたくないということです。

○政府委員（山本浅太郎君） そういう考え方も十分あり得ると思うわけでございます。今回政府が考えましたのは、大臣も先ほど申されましたように、一時金としての本質は、一時金としての感謝を今日の時点においてする必要があると考えたのでございます。

いしましたが、この点については大臣からお答えがあると存じます。

○国務大臣(西村英一君) たとえばその一人むすこを死なした親たち、そう

未亡人に対する交付金の問題には、感情上、いろいろな感情があることも私は十分わかりますし、御質問のある趣旨もよくわかりますが、そういうことにつきましては、これからも国民感情等も、大いにその推移等を考えま

て、慎重にやはり取り扱っていただきたい、かように思つておる次第でございます。

○柳岡秋夫君　さらに、運営上の問題について二、三点お聞きしたいのですが、まず、一つは、生活保護法の適用を受ける場合、この特別給付金との調

さういふことが第一点。
それから、第二点は、特に低所得階層の戦没者の妻の方が、政令で定める国民金融公庫、こういうところの指定機関で特別給付金を担保として資金を借り受けることができるのかどうか、

あるにはその際、もしできるとすれば、現在どのくらいの対象者数を予定し、また、貸付金額等についても、政府としてはどのくらいの子算的な措置を考えておられるのか。

それから、第三点としては、この国債を無利子とした理由ですね、いわゆ

る全然利子のつかない国債ですね、こ
ういうものは過去には私はないと思
うのですが、無利子とする国債が過去に
あるのかどうか、その三点をお聞きし
たいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 第一点だけ
は私からお答えいたしますが、生活

保護につきましては、原則として、一切の収入は収入認定をいたしているのが原則でございます。しかしながら、この交付金の性格は非常に特殊なものでございまして、この交付金は生活保護費の収入認定にはいたさない、こういうことで大体きめておられる次第でございます。しこうして、生活保護者もこの中には何人かございまして、生活保護者につきましては、これは国債の買い取りというところにつきまして、ただいま私どもは大蔵省と交渉いたしております。そういう場合でありましたときに、国債を一時買い取る。しかし、その買い取って使う金は、本人の自立更生、あるいはこの金の目的に沿うような戦没者の慰謝というふうなときに使われる場合に限ってこれを収入認定をいたさない、こういうことが妥当ではなからうかと、かように考えている次第でございます。あとの二点は政府委員から御説明申し上げます。

○政府委員(山本浅太郎君) 第二点の、国債の買い上げ、あるいは担保貸付の点でございますが、御指摘のように、政令で定めることにいたしてございす。このうち、買い上げにつきましては、ただいままで財政当局と話し合っておりまして、引揚者給付金なり、あるいは遺族に對しまする弔慰金、国債の場合等を参考といたしまして、まず生活保護世帯、あるいはそれに準ずるような困窮者、それから、非常に大きな災害を受けた場合、こういう場合が買い上げの場合として大蔵省の省令に基づく告示が出ているわけでございますが、大体そういう場合をこの場合についても考える必要があるのではな

いかということ、目下準備をいたしているところでございます。それから、次の担保貸付でございますが、これは生業の計画を持つ、いわゆる生業資金として貸すという場合だけが国民金融公庫の担保貸付の例でございます。今度も、もちろん国民金融公庫の性格から見まして、この受給者がこの金で具体的な生業計画を立てになるという場合にお貸しするとうような制度を講ずる必要があると存じます。ただし、本年度は、十一月ごろになりまして一番早い月の第一回の給付金が出るようなことがございまして、予算の終りごろにこの給付金についての政府、与党の見解が固まりましたような関係もあつたし、まして、三十八年度については、担保貸付は国民金融公庫の手当をいたしておられませんので、三十八年度については考えない、三十九年度から考えるというふうにいたしたいと考えております。といひますのは、この給付金をもらう方々は、すでに公務扶助料なり、あるいは遺族年金等をもらっている人でございす。そういう基本たるべき年金について、すでに買い上げなり、あるいは担保貸付の制度が現在出ているわけでございますので、本年度の終りに直ちに担保貸付を始めなくても、何といひますか、直ちに困るといふようなことはないと思ひます。担保貸付は三十九年度から考えた。買い上げの場合は、準備の整い次第考慮したいということで、現在財政当局と話を詰めているところでございます。

それから、どのくらいの対象を予定しておるかということでございますが、

が、実は率直に申しまして、こうした戦没者の妻についての家庭調査のごときものはございせん。したがって、生活保護世帯がどのくらいあるということはよくわからないのでございす。たゞ、三重点の例をとりましますと、大体八百人くらい対象が見込まれるのでございす。その場合に、現在生活保護法を受けておられる者は、生活扶助者が四人ございす。それから、医療扶助を受けておられる者がたしか四十人だと思ひます。三重県が全国の例になるかどうかはわかりませんが、こういう数字から見ましても、その多い数ではないのじゃないかというように一応推定いたしております。

それから、第三点の、無利子にした理由でございますが、御指摘のように、現在の国債で、個人に交付しない国債については、二、三利子をつけたい例はあるのでございす。個人に交付する国債といたしまして無利子とするのは今回初めてでございます。そういう初めての例である無利子としたのはなぜかということでございますが、結局これは一応常例に従ひまして、一定の元本をつけまして、それに利子をつけて交付するという形も十分考えられたわけでございます。たとへば、かりに元金を十五万円にいたしまして、遺族国庫債券のごとき、六分の利子をつけまして計算いたしますと、ほぼ今回のような額に匹敵するわけでございます。したがって、そういう元本のつけ方をして利子をつけるといふ常例でいくことも、一つの案としてはあつたわけでございますけれども、遺族の感情からみましますという

と、やはり額面二十万円というふうな考え方のほうが望ましいという、多くの遺族感情に沿うような意味で、非常に異例ではございす。額面を二十万円にして利子は付さないということにした次第でございます。

○藤田藤太郎君 閣下。先ほどの援護局長の私に對するお答えは、私は納得がしにくいわけですが、まあ閣下ですから今お尋ねをするわけでありましても、私が先ほど言ひましたように、この問題は、今の法律ができて、いろいろな配慮をされておるわけでありまから、この問題に触れない。しかし、その一つ一つを洗っていきますと、四月一日を基準として、非常に問題がたふさんある。私は一つ一つあけてみません。そういういろいろな問題があらましますから、四月一日以前の問題については、私は、今後厚生省としては援護の措置を十分研究し、実情調査の上で考慮する、こういうおつもりがあるかどうかだけお聞きしておきたい。

○国務大臣(西村英一君) もうすでに対象がないのでございす。十分御趣旨の点、私もわかりまします。厚生省といたしましては検討をして参りました。かように考えております。

○阿具根登君 一、二点ひとつ。この法律で対象になる方々は約四十四万人ということですが、対象にならない、いわゆる今日まで不幸にして死亡された方々、未亡人、その数はどのくらいあります。

○政府委員(山本浅太郎君) これは推定するにも非常にむずかしいのでございまして、過去の恩給なり、あるいは遺族年金、遺族給付金等を受けておる人々で、すでに亡くなった人を調

べて、一々拾い上げないとわかりませんので、的確にはお答えできません。が、おそらく数万という程度と思ひます。十万をこえるといったような数字ではないと存じます。

○阿具根登君 私も数字をつかんでおらないから、これで論争はできないけれども、私はそういう人数ではないと思ひます。対象にならない者については非常に研究が不足しておる、こういうふうに私は考える。

それから、大臣にお尋ねいたしますが、これは未亡人に対する慰謝だ、慰謝料だ、その気持は私はわかります。それは階級のいかんにかかわらず、一心同体である夫の死亡で妻に与えた打撃というものについては、私は甲乙をつけるべきじゃない、そのことはわかります。ただし、国がやる場合、一方は、職業軍人として、それで一家をささえておった方、一方は、軍人を絶対志望しておらなかった、戦争に行きたくない、たとえば農民なら農民の主人を引き出して、そうしてその人は死んでおる。与えられるショックというのとは、どちらが大きい。また、職業軍人で指導的な立場にある方は、相当な恩給の差というものがあつた。恩給をもらつておる。ところが、軍人を志望しなかつた者はほとんど恩給をもらつていない、それはわずかなものである、そういう差を国家自体が認めておるわけですか。それは一体どうお考えになります。

それから、もう一つ、たとえば空襲等で軍人でない方が東京なり他の都市で亡くなつて未亡人ができておる。こういう人たちはもっとショックが大きかつたかもしれない。精神的に申し上げ

げるなら、軍人勲語は御承知のとおりです。職業軍人という者は死ぬことなり、ここまで教えられてきたわけだ。それを覚悟しておるわけだ。一方、はいやいやながら引っぱられておる、一方は、全然戦地に行っておらない、そこで死んだその人に対する慰謝はどうお考えになっておるか、その点について大臣の御答をお聞きしておきたい。

○國務大臣(西村英一君) 現在の恩給法その他の建前からいいますれば、やはり階級に差をつけてやっておる、その点を君はどう思うか、こういうお尋ねでございますが、これにつきましましては、今までの制度を私はこれは認めざるを得ないと思ひます。しかし、今回の交付金は、そういうあなたのおっしゃるような感情もあつた、また、人によつて差をつけるべきじゃない、また、多少社会保障とは違つた意味もあるからといって、全部の人を調べて公平に交付するということになり、しかも、そのうちで生活保護を受けておる方々は公債をも特別に買ひ取つてやろう、こういうことはいいたわけでございます。従来、制度の批判は別といたしまして、今回の交付金につきましましては、さういふ点も十分考慮して参つたつもりでございます。

○阿具根登君 大臣が後段でお述べになりましたように、私は、今階級差の問題を云々しておるわけじゃないのです。国がそれだけ階級の差を設けて処遇をしておる現実です。それを私は申し上げておるわけなんだ。そうすると、結局所得差というのが一番公平になつてこないか、こうなるのです。同じ戦争の犠牲者だつて、一方は、自分の

の指揮によつて人を殺すことのできる人なんだ。一方は、自分の意思を一切言うことができずして死んでいく人なんだ。大臣、戦争に行かれたかどうか知りませんけれども、私は十年間行つてきたので、よく知つております。だから、そういう点を考えてもらいたい、こう思うのです。

それから、先ほど申し上げました軍人、軍属以外の戦争犠牲者の未亡人の慰謝はどう考えているか、この問題が一つ。

それから、これは政府がどうお考えになつてゐるか知りませんが、この法律が施行されますと、その後結婚される方は、これはただだけるわけなんですね。ところが、戦争後十八年もたつてゐる。結婚される方というのは、かなものと思つたのです、年齢から考えれば、これは常識だから、あるいは違ふかもしれない、それはさういふと、今日までそれじゃ非常に苦しまつて、今ねて結婚された方、こういう方々は何か対象にされない。先ほど藤田君のほうから話がありましたが、重複と避けますが、死なれた方、それも一番苦しい時期、あの終戦直後、それから四、五年の間一番苦しい時期に、あるいはそのショックがもとで短命な生命を終わられた方もあるかもしれない。こういう方々等のこととも考えれば、これで結婚されてもあつてよといふのは、何かごまかしのやうな気がする。この四十四万人の方は、もう相当な年配の方が多いと思つたのです。そうすると、結婚されるという方はわずかなんです。今日までに結婚された方が大多数であると思つたのです。だからさういふ点で、慰謝料である、慰謝である、一

心同体の夫に死なれた妻のショックといふのは一律であるべきであるといふきれいなことを言つておりながら、なるべく金のかからないやうに、ただ現存しておられる方を喜ばせるだけの、私は非常に卑怯な処置だと思つたのです。慰謝であつて所得差もつけない、人間個々の赤裸々の精神的な面から見れば、私はそれに賛成いたしません。それならば、今日まで亡くなった人、今日まで結婚した人、それも余儀なく結婚された方がたくさんおありです。その方々の慰謝はだれが持つか。さういふ方々は該当しない。こういう問題は、どうお考えになりますか。

○國務大臣(西村英一君) 一般戦災者の方々に對しては、まことに氣の毒ではございますが、しかしながら、これは現在の援護といふのはさういふ点まで及び得ないのでございまして、この点については議論もいろいろあるやうかと思つたのであります。が、なかなかそこまでの援護の手は差し伸べ得ないのであります。一体、過去において、あまりの苦しさ結核してゐる人もあつた、あつた、そんな人には全然これはあげぬことになるじゃないかといふやうな御意見もあつた。また、さういふ方も確かにあるだらうと思ひます。が、現在でも、結婚してゐる方々は恩給の対象にはなつておらないのでございまして、したがひまして、これは今回の対象からははずしたのでございまして、死亡者につきましては、これはやはり現在にゐる人を対象にしなければ、これを死亡者にまで及ぼすといふことは、ほかの観点からまたいろいろ考えなければならぬ。検討はいたしま

すが、今回はそのまでの考えは及ばなかつたのでございまして。

○委員長(加瀬亮君) ちょっと私も質問いたしますが、今のお答と、先ほど藤田委員に對するお答と、若干違つてゐるやうに思つたわけですが、先ほど藤田委員に對しては、さういふ言葉ではございせんが、私は次のやうに了解したのですが、いかがですか。本法施行前の戦争未亡人について、その死亡、再婚の者についても、本法の趣旨に照らし、はなはだしく不均衡にないか。大臣のお述べになられた意味は、今私が申し上げた内容ではないかと私は拝聴しておつたのですが、それでよろしいでしょうか。

○國務大臣(西村英一君) この現在の交付金法案の対象以外の人であります。でもいろいろな問題があります。さういふことを申し上げたのでございまして、その均衡をどうとか何とかいふことは、十分問題になるところを検討していきたい、かように申し上げた次第でございます。

○柳岡秋夫君 私に与えられた時間がもうあまりありませんので、次に援護法の問題に入りたいと思ひます。

今度の援護法の提案理由の説明によりますと、今日なおこれらの援護施策に不均衡、不十分な点もあるやうに考へられましたので、種々検討を重ねた結果、これらの援護措置の改善をはかることとした、さういふふうになつておるわけでございますが、今回の改正案で、漏れなくさうした不均衡、不十分な点が考えられてゐるかどうか、

さういふ点がまず一つです。で、この点をひとつ先にお伺ひしておきます。

○政府委員(山本清太郎君) 軍人、軍属との間の処遇の幅を縮めるということにつきましては、多年国会におきましても非常に鋭い御批判があり、特に昨年の当委員会の附帯決議にも、是正すべきであるといふ全会一致の決議がございました。さういふ次第を勘案いたしまして、私どもとしては、非常に長い間の懸案を相当思い切つて片づけたつもりでおります。したがひまして、今日この法律を通していただきますと、軍人、軍属と準軍属との間におきましては、いわゆる遺族年金、遺族給与金の額が違つております。遺族給与金は遺族年金の半額である。この点を除きましては、たとえば父母に對しての遺族要件の統一とか、あるいは戦時災害の撤廃といったやうな、今までなかなかやれなかつたこと、あるいはもっと大きな問題といたしましては、遺族給与金は五年間だけしかやらぬといったのを年金にいたしましたこと等によりまして、その額が半額であるといふこと以外につきましては、全部落着いたといつてもいいと思ひます。

○柳岡秋夫君 私は、全部落着いたといつておりますけれども、まだまだ数多くの不均衡、不十分な点があるやうに考へております。以下五點について、さういふ点についての考へ方をお聞きしたいと思ひますが、まず、第一点として、遺族給与金の額の引き上げですね、今申されましたけれども、これは半額といふことになつておりますけれども、これはやはり軍人

あるいは準軍人が平常死した場合の遺族年金の額の十分の六、こういう額と同額とすべきじゃないか、こういう点が第一点です。

それから、第二点は、第一順位者の遺族年金の問題でございすけれども、これは制度が発足して以来、ずっと兵の階級の公務扶助料と同額という原則であつたと思うんです。ところが、第四十国会におきまして、この扶助料が七万二千四百円、こういうふうに改正されておりますけれども、やはりこの法律の遺族年金も、少なくとも七万一千円というふうな額ではなくして、この際、この公務扶助料と同額にすべきじゃないか、こういうふうに考えております。

さらに、また、援護法の第四条の二には「昭和二十年九月二日以後海外から帰還し復員後滞りなく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかったときは、公務上の負傷または疾病とみなしておるわけでございますけれども、入営とか、あるいは応召、そういう途中、また、そうでない以外の帰還途上者についても私は同様の取り扱いをすべきではないか、こういうふうに思います。

さらに、第四点としては、準軍属の範囲の拡大でございますけれども、たとえば防空法に基づく防空監視に従事しておった者は、これは除外されておりますけれども、やはり援護法上の準軍属とみなして、その遺族に対して遺族給与金というものを支給すべきではないか、こういうふうに思います。

さらに、第五点としては、特別弔慰

金の支給範囲の拡大でございますが、いわゆる三十四条第二項の規定によりまして支給されております特別弔慰金、これは少なくとも昭和二十年の九月二日以降、内地において未復員中に疾病にかつたとか、あるいは死亡した、そういう場合も私はこの特別弔慰金等は支給すべきではないか、こういうふうに考えておりますけれども、こういうやうな不均衡、不十分な点もあるわけでございますから、こういう点についての考え方をひとつ伺いたしたいと思います。

○政府委員(山本浅太郎君) 私から、こまかい点がございすので、お答えいたしまして、あとで大臣から総括的に述べさせていただきます。

○委員長(加瀬完君) 端的にお答え下さい。

○政府委員(山本浅太郎君) まず、第一に、遺族給与金を、せめて平常死の、あるいは特別扶助料等の十分の六程度に上げるべきではないかという御意見は、私も非常に傾聴させられるところがございます。今回の改正では、まず、年金化をやるとか、あるいはその他の先ほど申し上げましたようなものもろの不平等を撤回することには大わらわでございますが、額の引き上げには及ばなかつたのでございますが、御指摘のありましたことは、よく記憶にとどめたいと存じます。

それから、第二に、公務扶助料と遺族年金の額が今日まだ差があるのは不適当ではないかという御意見でございますが、これは御案内のように、昭和三十三年の恩給法及び援護法改正の際にそういう点を願ひいたしました、従前にございました公務扶助料と遺族年金の

額の半分だけは縮めたわけでございます。一步前進したわけでございますが、この点についても、なお問題があるところと考へて、今後の課題にいたしたいと存じます。

次に、入営、応召の問題につきましまして、十分実情を個々に判断いたしましたし、今後やはり善処すべき問題の一つと考へ、課題とさせていただきますと存じます。

それから、四番目の、準軍属につきましてその範囲を拡大する必要があるのではないかと、特に防空関係については願ひする必要があるのではないかと、いう点もごもともな点があると存じますので、十分研究させていただきますと思います。

それから、第五番目の、特別弔慰金の支給範囲の拡大でございますが、制度的にいろいろ考へさせていただきますけれども、法に運用にあたりまして、十分実情を加味いたしまして現在やっておりますつもりでございますが、制度的な改善があるかどうかにつきましては、御指摘の点もあわせまして、よく勉強させていただきますと考へております。

○国務大臣(西村英一君) 今回のこの援護法等の一部改正の法律案は、従来の懸案をもうなるべく解決しようじゃないかといつて、実は相当に努力をいたしましたつもりでございますが、提案になつておる程度にしかございすけれども、引き続いて、国民の納得するような線に、公平を期しつつ、十分検討し、向上していきたい、かように考へておる次第でございます。

○柳岡秋夫君 あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

まず、第一点は、非常に遺族年金等の請求の裁定、あるいは、また、不服申し立ての裁決、こういうことが現在事務的に非常におくれておる、こういうやうなことがあるわけでございますが、私は、やはり法の解釈というものを、政府のやつておることを見ますと、非常にきびしく、いわゆる官僚的に法の解釈をするということがあると思ひます。そういうことではなくして、もっと寛大に、また、裁定の事務の処理等について迅速にやっていくべきではないか、こういうふうに思ひます。でございますが、そういう点、現在どういふやうな状況になつておるか、また、処理対策というものはどういふやうになつておるのか、簡単にいいから、お答え願ひしたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 非常に大事なところでございまして、ところが、もう九九％は解決しておるのですが、あとの一％がこれは紙一重のもので、なかなかむずかしいのです。実際の行政のやり方を、これは局長等も、この問題には温情を持ってやるということでございます。しかしながら、法律があるところまではなかなかいきがたいのであります。一方、事務を進捗することにつきましては、各都道府県の世話課につきましても、先般から、こちらから書面をもって、いろいろ温情をもってひとつ早くやれというこはいつておりますが、なお残つておる問題は相当むずかしい問題ばかりです。しかし、これは解決を早くしたい、かように思つて

おります。法律的にこれを考へなければならぬか、あるいは行政でどれだけいけるかというところは、最も私たちの関心を持っておるところでございます。十分留意しつつやつておるものが現状でございますが、残つておる問題は非常にむずかしい問題ばかりだ、紙一重だ。しかし、本人にとりましては、もたえるかもえぬかのせとぎわでございますので、十分勘案していきたい。なお、こまかい御質問がありましたら、政府委員からお答えさせていただきます。

○柳岡秋夫君 とにかく、法は援護法ですから、助ける法律なんですから、ですから、やはりそういう精神を十分わきまえて、寛大な事務処理、そういうものをやっていたいただきたい、こういうふうに私は要望しておたします。

それから、第二点としては、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法がございすけれども、これによる年金を受けられない陸海軍の有給軍属ですね、これは今回の改正案で本法の対象にするということになつたわけでございますが、私は、こういうものは本法の中の改正ではなくして、旧令共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の改正か、あるいは共済組合の別個の特例法か、何かそういうものでやるべきじゃないか、こういうふうに思ふのですが、なぜ援護法の中でやられたのか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(山本浅太郎君) 確かにそういう御疑問を持たれるのは当然でございます。ところで、この問題は、実は大げさにいいますと、戦後十七年懸案になつておつたものでございます。

率直にいいますと、これは厚生省の所管ではないのではないかと、今日生存の公算が見解が一方にあり、一方、また、この旧令共済を担当してあります大蔵省では、これは新たな処遇の改善だから、古い法律を守っておる大蔵省の所管ではないのじゃないかというように消極的な気持が働いて、今日まで取り残された非常に気の毒なケースであつたわけでございます。したがって、私どものほうとしては、同じ制度でございますから、どちらでやってもよろしい。しかし、考えてみると、やはり旧令共済というのは、戦時中の陸海軍共済をそのまま継承して、いわば整理法的なものとして現在の旧令共済特別措置法ができておる。一つの掛金といった思想もありましょうし、旧令共済のワケ内で処遇の改善をするということは、今日の時点としてはむしろかといふ事情もわかりますので、大蔵省と打ち合わせた結果、援護法を改正する機会に、援護法で拾うことにしたわけでございます。このような考え方をとりましたのは、すでに国会のほうですと前に御議論がございまして、徴用軍属というものを援護法で拾い上げて、旧令共済の本来組合員であるべき人を援護法で拾った一つの経緯もございまして、このような拾い方をしても、法体系としておかしくないというところで取り上げた次第でございます。

○柳岡秋夫君 最後にお聞きします。が、未帰還者の留守家族の援護の問題でございますが、御承知のように、第四十国会におきまして、家族手当の支給期間の延長の廃止、あるいは特例措置の第二条を削除する、こういうこと

もなされましたし、今回の法律におきましても、当該未帰還者については、戦時死亡宣告の申し立てを行なうことができる、こういうような改正になっておるわけですが、これはやはり考えてみますと、留守家族対策の援護というものに非常な不十分じゃないかということと、さらに、未帰還者の調査の究明をしていく、こういう点が非常に重要なところになっておるのではないかと、このううふうにも考えられるわけでございしますが、この未帰還者の調査究明の業務が一体どのような形でなされておるのか、まだ相当の未帰還者が各地域におられると思ひます。特に中国等におきましては、ここに資料として出されておりますけれども、これ以上の相当な未帰還者がおられるのじゃないかというふうにも思ふわけでございまして、けれども、この未帰還者の留守家族の援護対策の万全、あるいは未帰還者の調査の万全の対策、こういうものをひとつ十分やってもいいと思ふので、すけれども、現在どういふふうになっておるか、それだけお聞きしたいので

す。

○政府委員(山本浅太郎君) 未帰還者の調査ということ、人間の生死のことでございまして、援護局といたしまして、非常に重点を置いて、あまり目立たない仕事ではございますが、最も優秀なスタッフを置きまして非常に多くの人が現在担当しておりますし、都道府県でもそのような体制にいたして、決して軽視いたしておりません。

それから、留守宅の援護でございますが、これは留守家族手当を昨年打ち切った方が相当多いのでござい

が、これは要するに、わが方の調査によりますというところ、今日生存の公算がないという方でございます。したがって、そういう方々につきましましては、戦時死亡宣告の手続を厚生省がとるようになつておる場合に、留守家族の同意が要りますので、こういう事情でございますから、同意して下さいというところで、十分御説明をして、同意していただいて戦時死亡宣告の申し立てをしてあります。これは留守家族の非常な共鳴もいただきまして、お手元の資料にございまして、現在非常に進んでおります。残された留守家族につきましましては、従前どおり留守家族手当を継続支給することにしてございまして、十分援護の全きを期していきたいと考えております。

○藤田藤太郎君 私、一言お尋ねしておきたいと思うのですが、戦争のときに召集令が満州へ出征される。ところが、援護の段階になりますと、山海関から向こうと満州は、戦争状態ではなかったということと差がついておる。場合によってはゼロの人もあり得るということなんです。私は、軍人、軍属を含めて、あの当時がなん議論を進めていったら、内地も後年には戦争状態になりました、非常な問題が起きて、この議論まで進めたくはありますが、この議論まで進めたくはありますが、

せんが、少なくとも、召集令状を受けて行った人でお亡くなりになった人に対しては、不公平な取り扱いを今の段階ではしてはならないのじゃないか、私はそう思う。だから、これはそういう一般的な問題ですから、今後どういう方針でこのような問題と厚生省の援

護局は取り組んでいかれるか、これが一つでございます。

もう一つは、この間も、地方へ行っておりましたらこういう陳情がありました。それはどういふことかといひますと、今戦争の犠牲になられた方々の遺族——父母、子弟または妻と遺族年金その他があるわけでありまして、遺族年金そのものが、一時遺族甲慰金はもたらされたけれども、そのままだ、その段階はそれといたしまして、困るというのはこれから先なんです。それはどういふことかといひますと、それはどういふことかといひますと、これはやはりその霊を守っているというか、やはり青年の間一人としてのお祭りやおつき合ひをしなければならぬ。しかし、何もないのだが、何とか考える余地がないのだから、何とかというお話がありました。こういう非常に深刻な陳情がありましたので、私も、一度そういう問題について、いろいろ例もあることだから、考えてみましよう、また、政府がどういふ考え方でそれに対処していくかどうかといふことは、一べんお聞きして、何らかい方法があったらということとをそこで話して帰ったわけでありまして、けれども、この点についてどういふ工合に考えておられるか。これは普通の今の援護措置の中には出てこないわけですが、宗教的な、それから一般的な生活上の伝統といひましようか、そういうことで非常に困っておるというお話がございましたので、一言触れておきます。

○政府委員(山本浅太郎君) 第二の点から申し上げますが、先生御指摘のよ

うに、恩給法では二十才以上、援護法では十八才以上になりますと、それぞれの法律の対象から失権するわけでございまして、こういう人につきましても、御承知のように、かつて弔慰金を出したのでございまして、弔慰金の国債の支払いは十年で、昨年あたりからことしにかけて、大体その十年が満了したわけでございまして、今まで弔慰金が年々分割された形で、一種の祭料的な形で出されておりました、いろいろ供養等の形で充てられておつたのが全然なくなつていくことは事実でございます。いろいろ考えるべき点はあろうと思ひますが、弔慰金が、そうした年々分割はいたしましたけれども、やはり一時金として弔慰を表すために出したというわけでございまして、十年たつて、それが全部も支払ひ済みになつてしまつたので、あらためてまた弔慰金なり、あるいは祭料を出すということが適当かどうか、確かに問題のあるところだと思ひますので、よく検討させていただきますと思ひます。

それから、第一の問題でございますが、軍人でございまして、戦地でありましても非戦地でございまして、その本務の認定につきましては、本来は差がないところでございまして、ところが、援護法では四二条二項というのがございまして、戦地におきましては、本人の故意または重過失によらなければ公務死亡とみなすという規定がございまして、四二条二項が働くか働かないかという問題だと思ひますが、具体的なケースを伺つて判断してみたいと思ひます。

○横山フク君 柳岡委員に関連して伺いたのですが、未帰還者の人々を調査されて、その調査された結果、死亡されている。そうすると、留守家族手当というのが打ち切られるだけでなくて、その前に恩給をもらっておる人もあるわけですね、そうすると、もうすでに死亡しておったのに、わからなくて恩給が支給されておったので受領しておった。そうすると、さかのぼって返還をしなければならぬわけですね。そのさかのぼって返還する場合に、それは家族扶助料が出るわけですから、その扶助料と相殺されるべきであると思うのですが、返還と別個になるのか相殺するのか、そこを伺いたいと思います。

○説明員(中嶋忠次君) お答えいたします。結論といたしまして、現実の支払いに對しましては、郵便局の窓口で相殺することに変わりはございません。ただ、法律の規定によつて内払いとみなされておる場合と、それから内払いとみなされていない場合がござります。大部分の場合には内払いとみなされておまして、機械的に法制上当然そうなるわけでございますが、たとえば前の恩給が、死亡の判明した事実が、誤った事実に基づいて出されておった恩給であるというふうなことが判明いたしました場合には、これは取り消しとして、窓口では相殺いたしませんけれども、やはり返還と支給と別個の形式でやるわけでございます。

○横山フク君 外地で死亡した場合、おそく未帰還者であつて、そうして死亡を認定した場合、もうすでに恩給はもらっているのですから、ほとんど全部が誤って支給されたという形

になるのには変わりがないと思うのです。そうだったならば、当然それは相殺するのがほんとうじゃないですか。

○説明員(中嶋忠次君) このいわゆる未帰還者というのは、恩給法で未帰還公務員と称しまして、これに對しましては、死亡が判明するまでは生きておつたものとみなして、普通恩給を留守家族に代理受領をさせるという法制の建前になっております。ところが、実は先生の御質問で私のほうで調査してみただけでございますが、その方の一例を――ほとんどございませぬけれども、例にとりましますという、前の普通恩給の請求の際には、昭和十五年に軍人を退職して恩給をもらつて、そのまゝ外地に行つておられて、軍人としての身分を保有されておられないという書類で恩給の請求をされたのでございませぬ。したがいまして、いわゆる恩給法にいう、法律上当然相殺になる未帰還者の留守家族に給する普通恩給としての給与がなくなつて、すでに内地等におりまして、また外地へ行つて生活されておつた人の代理の恩給の性格と同じ格好で出しておつたので、この点が事実と相違しておつたので、取り消しという形になつたのでございませぬ。

○横山フク君 未帰還者じゃなくて、その死亡の事実、月日――具体的に答弁になつたので、私も具体的な聞き方にならざるを得ないのですが、九月八月十六日に死亡というものが、九月の二日以後になつたら未帰還者になつたけれども、九月二日以前だったからこれは相殺という形になる。しかし、実際問題からいいますと、遺族の方々は、生活はそうゆるやかではない、しかし、もらった恩給は、もうそれは使つてしまつてゐる。それを返還させられてしまふ。当然扶助料はもらえるのです。いずれは、その扶助料をもらつたらそのとき相殺して、不足金としてごく僅少の額を返還すればよかつたかもしれない。その扶助料はまだもらえない。そうして、すでにもらった恩給は返せ、これは返せない人は一体どういふふうになるのですか。それはあなたがもういふやうに、窓口でもつてそれは整理してやるべきだとおつした。窓口で整理ができてないで、しかも、返還は請求されている、返還せざるを得ない状況で、この人は借金して納めている。そうして、また、そのあとのほうの扶助料はもらえないのです。そうして具体的に私のほうで、きのう、請求はどういうふうになつたのですかと伺つたら、きのうすぐ電話でもつて、それは支払つて差しつかえないというところをおつしたのです。きのうおつしたならば、むしろ私はおつしやらないほうがよかった。議員が行つて調べたら、すぐ電話をかけるなんていうのはよろしくない、私はそう思う。支払ひして差しつかえないのだつたらば、もう前にその通知はなされるべきでしょう。私が行つても、それは支払つていいかいけないか調査中なら調査をすべきであつて、議員が行つたから、電話でもつて、あれは差しつかえないという返事をすることは、私はいけなないと思ひます。それは権力のある人が行くといかないとかかわらず、私は、もっと親切に、先ほどのお話じゃないけれども、援護法なんだから、困つた人たちの味方として、もう少しそこら辺に情味ある処理をしていただきたいと思

う。この人の場合には、返還したのもう一月の末です。そうしてお金は返してしまつた。あの当然さかのぼつてもらえるべきお金は今日になつてもまだもらえない、二カ月過ぎているのです。二カ月の間、私は、この人はどうした何年間の多額のお金を借金して返して、そうして、そのあとにいつもらえるかわからない。しかも、葬式は出した、そうしてはつきり死んだという形になつた家族の悲嘆というものを考えたならば、もう少しそこら辺に情味あるやり方をしたいだきたいと思ひます。で、この問題はもっと私は事務的に処理が早くあつてしかるべきだと思ふ。五月に死亡の公報がきたので、ところが、十月、半年近くたつてから初めて厚生省のほうへそういう書類がきたのです。もうこれは半年近くして、それから、恩給局のほうに二十日間でもつてもう通達ができています。それで恩給局のほうでは二カ月間かかってこれは裁定がされていながら、しかも、裁定がされていながら、そのお金は十一月からですかね、今日、三月です。それから、十一月、二月、三月と四カ月というものがあつながら、まだそのお金は本人にいつていないのです。しかも、取り上げられたそのお金は、もう一月には取り上げられていたのです。これは普通の場合でも、役所の事務は、私は長過ぎると思ひます。こうした人たちの場合を考えたら、しかも、取り上げるのだったとかいふことじゃなくて、その窓口で当然もらえる恩給と扶助料というものは同じ系統のものですよ。恩給をも

らつていた人が死んだから扶助料になるのですから、同じ役所から出るのですから。未帰還者というのが誤りだったら、差引きでもつて返すものは返すという形をとるのではなくて、それは窓口で相殺するという形で、たとえばそれが東京からの書類と熊本からの書類で、そこに違いがあつたとしても、最終窓口ではそれは調整してやるという形に私は恩給局ではなさるべきであると思ひます。そういうものがつまり援護法なんだし、ことに、これは貧しい人たちのことなんです。せっかくやるのに仏作つて魂入れずじやなくて、仏作つて鬼いじめをするということになりかねないと思ふ。私は、そういう意味で、もう少し恩給局も――これからもうこういう問題はまれなケースといつても、未帰還者の方々にはこういうケースはまあ出てくると思ひます。絶対ないとは言えない、相当あると思ふのです。こういうのを、もっと援護法の本旨に照らして、援護法に該当しないといへばそれまでですけれども、こういうふうにして、大體戦後の処理は、いろいろ遺族の妻に對しての問題や何かまで、非常に幅ある形でとられて現在において、こういう問題について、恩給局ではもう少しやっていただきたいと思ひます。

もう一つ伺いたいのは、恩給局でもつて恩給等を支払ふ場合、郵便局の窓口を通すというところになっておりますけれども、この郵便局を通す場合に、郵便局に對して、当然手数料というものが支払はれてゐるんですか、いかなんですか。

○説明員(中嶋忠次君) 先生の御指摘のとおり、本件についてやや手違いが

らつていた人が死んだから扶助料になるのですから、同じ役所から出るのですから。未帰還者というのが誤りだったら、差引きでもつて返すものは返すという形をとるのではなくて、それは窓口で相殺するという形で、たとえばそれが東京からの書類と熊本からの書類で、そこに違いがあつたとしても、最終窓口ではそれは調整してやるという形に私は恩給局ではなさるべきであると思ひます。そういうものがつまり援護法なんだし、ことに、これは貧しい人たちのことなんです。せっかくやるのに仏作つて魂入れずじやなくて、仏作つて鬼いじめをするということになりかねないと思ふ。私は、そういう意味で、もう少し恩給局も――これからもうこういう問題はまれなケースといつても、未帰還者の方々にはこういうケースはまあ出てくると思ひます。絶対ないとは言えない、相当あると思ふのです。こういうのを、もっと援護法の本旨に照らして、援護法に該当しないといへばそれまでですけれども、こういうふうにして、大體戦後の処理は、いろいろ遺族の妻に對しての問題や何かまで、非常に幅ある形でとられて現在において、こういう問題について、恩給局ではもう少しやっていただきたいと思ひます。

ございまして、おそくなったことについて深くおわびをいたします。冒頭に申し上げましたとおり、法律の規定による相殺ではございせんが、支払い、当然やはり相殺することになっておりまして、恩給局では、実際は取り消し通知と支給する通知とを、わざわざそのために同時に東京の郵政局を通じて出したわけでございすけれども、窓口において、ばらばらになってしまつた結果こういった結果になったわけでございまして、今後郵政省とも、こういうことが絶対にならないよう、とくと考慮してやっていきたいと思ひます。

それから、第二の点につきまして、手数料と申しますと、実は、この支給事務費というものを恩給局の予算に組みまして、そうして総括的に郵政の特別会計へ相当な金額を支払っております。そのうちからまかなつて郵政特別会計でやっていただくという形になっております。

○横山フク君 今、東京郵政局というお話でしたけれども、熊本郵政局と東京郵政局とのそごだということでございます。恩給は熊本郵政局であつて、扶助料のほうは東京郵政局で、その間のそごだということを聞いておりますけれども、もう少しそういったことを関連していただきたい。相当の事務手数料を払われているというお話ですけれども、上のほうではもらつていないのを御承知かもしれない。しかし、末端にはそういう手数料はいつてないんじゃないですか。というの、郵便局のほうではこれを問ひ合はせて、こういうお金を出すのは私のほうではつらいのであるが、しかし、出さ

なければならぬのだということを聞いておるわけですね。通知がきておるのだから出してくれというわけですね。あなたのお金がいづるかわからない。問ひ合はせてくれないかと言つたところ、通知がきたのを、それを返せというの、私のほうの仕事で、それに関連して扶助料がいづるか、そういうことは知つたことではない。私のほうでは通知のきたものをやるだけであつて、われわれのほうではそういうことをするの、が仕事の責任範囲でもなければ、そういうものは義務づけられておらないし、第一こういうものはサビ的な仕事であつて、余分な仕事だといふようなことをそこではつきり言つたんです。それであるので、これは実は東京のほうに問ひ合はせたという形で、私の名前が出たときに、急に態度が変わつて、それではちよつとお待ち下さいということと調べ始めたといふことです。私はそんなばかなことではないと思ひます。だれが行つたつて、その方に対してつと親切にやるべきだと思ひます。そういうことに對して、しかも、費用なんかも一切こないのだし、こんな仕事は余分仕事であるという形だつたら、今後未帰還の方々の切りかえ等もあるでしょうし、いろいろの問題のときに、そういう人たちは知的な感じを持たないで行くような人たちが、いわゆる弱い人たちが、そういう人たちは高飛車に出られるのが多いと思ひます。もっとこういう点に對して、恩給局から郵政局に對して、扱い方の親切な——いばつてきた人とか、あるいは知性のあるような人たちに對してはいばつてやつてほしいと思ひます。しかし、こ

いつた何もわからなそうな、あるいはわけのわからないような困つたような人たちが、そういう人たちに、逆にもつと丁寧にするべきだと思ひます。ところが、役所の窓口というのは逆であつて、そういう人たちは横柄にしておつて、そういう人に出るという形をとる人たちに下手に出るという形をとる点について、恩給局が、国のそういう末端までそういう精神に沿つた扱いをするように指導していただきたいと思ひます。思ひます。

○説明員(中嶋忠次君) お答えいたします。郵政省のほうに對しましては、ただいま先生御指摘のようなことのないように、郵便局の末端にまで到達するといふことを要望しております。その末端の郵便局で手数料がこないといふのは、個人々々に手数料はいつてないと思ひますけれども、御承知のように、本年度の予算におきましては、十三億余の予算が郵政特別会計へ繰り入れられてございす。それが末端のほうへいつて諸般の費用になつておるといふことでございすので、その郵便局の当分の事務員の言つたことは、おそろくそれを知らなかつたのではなかつたと思ひますので、そういうことのないよう、私も重ねて注意して、比較的わかりにくい人たちに對して親切に行き渡るよう、重ねて強く要望いたします。ことにいたしますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから、扶助料を詳しく解明いたせといふことでございすからつけ加えますが、公務扶助料が、本件の場合には熊本貯金局であつて、普通恩給が東京貯金局になつておるといふのは、これは実はこの本件に關しましては、親心が、かえつてあだになつたわけだと思ひますけれども、これは何百万という受給者のことを考えた場合に、分業をやつたほうが能率が上がるということ、大所から見ますと、早くやるというところで、こういう分業にしたことが、連絡が不十分で、こういう結果になつたのでございまして、この点も、連絡さえ十分であればこういうことは、ないわけでございすので、この点も、重ねて郵政局によく要望いたすことにいたします。

○徳永正利君 私、いろいろ質問したいのですが、いろいろな關係でいたしません、いづれ厚生行政に對する調査の時間もあるだらうと思ひますので、そのときに委員長に願ひたいと思ひます。

○委員長(加瀬亮君) ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬亮君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御意見もないようでございますので、討論は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬亮君) 御異議ないと認めます。

部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(加瀬亮君) 総員であります。全会一致でございます。よつて、本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願ひことにいたしまして御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬亮君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬亮君) 次に、戦没者等の妻に對する特別給付金支給法案を議題といたします。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますので、討論は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬亮君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

戦没者等の妻に對する特別給付金支給法案を原案どおり可決することに御賛成の方の御挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(加瀬亮君) 総員挙手、全会一致でございます。よつて、本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に

御一任願うことにいたしましたして御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認
めさう決定いたします。

○藤田藤太郎君 ただいま決定いたし
ました戦没者等の妻に対する特別給付
金支給法案に対する附帯決議案を提案
をいたします。

本文をまず読みます。

一、戦争による犠牲は、戦地、内地
を問わず、国民のその苦痛は堪え
ざるものがある。政府はこれ等の
実情にかんがみ援護措置を考慮す
べきである。

これは各派共同の附帯決議提案でござ
います。本案の審議にあたりまし
て、たとえばこの法施行後の問題、ま
たはこの四月一日に切った場合の事前
の問題その他について議論がありまし
た。この問題については、厚生大臣か
ら、今後のお約束がありました。た
だ、そればかりでなしに戦争の犠牲と
いうのは、今、附帯決議の案を読み上
げましたように、広いところに戦争の
犠牲はあると思います。ですから、厚
生省としては、あらゆる角度から実情
を調査していただいて、積極的に前向
きの姿勢で援護措置その他を考えてい
ただきたい、これが提案の趣旨でござ
います。終わります。

○藤田藤太郎君 ただいま藤田委員御提
案の附帯決議に對しまして、自由民主
党を代表して、これに賛意を表しま
す。

○委員長(加瀬完君) ただいま提案さ
れました藤田委員提出の附帯決議案を
議題といたします。右附帯決議案を本

委員会の決議とすることに賛成の方の
御挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(加瀬完君) 全会一致でござ
います。よって、藤田委員提出の附帯
決議案は、全会一致をもって本委員会
の決議とすることに決定いたしましたし
た。

なお、議長に提出すべき報告書の作
成等につきましては、これを委員長に
御一任願うことに存じますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認
め、さう決定いたします。

附帯決議が決定いたしましたので、
厚生大臣の御所見を伺います。

○國務大臣(西村英一君) 政府といた
しましては、附帯決議もございました
ことでございますが、十分その趣旨を
尊重いたしまして、問題点を慎重に検
討いたして参りたい、かように存じて
おる次第でございます。

○委員長(加瀬完君) 次に、薬事法の
一部を改正する法律案を議題といたし
ます。本案に對し、御質疑のある方
は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 その薬事法というの
は、この前のこの本委員会でも薬事法の
改正、薬剤師法の審議、こういうこと
でいろいろ議論をしてきた問題であり
ます。今度薬剤師並びに薬種商の方々
が協力をして国民保健を守る立場から
このように考え方をまとめられたとい
うことに敬意を表するわけでございま
す。ただ、私は、このように国民の健
康保持のために努力されているのであ
りますけれども、この際、政府に聞い

ておきたいことがございます。それ
は、何といつても薬剤師、薬種商、こ
ういふ国民の健康に直接つながって流
通機構と販売機構を受け持っており
なっているわけでありますけれども、
製造の問題が私はいつも問題を起こ
しておる。たとえば安売り、投げ売り
でこの流通機構を乱しておるというよ
うなことが今日までたまにあるわけ
でございます。私は、この委員会であ
りました、こういう発言をしたこと
がありましたが、それはどうかとい
うと、非常に今のマスコミのテレビ、ラ
ジオ、新聞、また、町に出れば広告、
自動車や電車に乗っても、広告の主たる
ものは薬品製造、要するに製造業者の
薬の広告というのが一番目につくわけ
でございます。先日議論をしており
ましたところ、先日もその広告の主
になっておるものは、ビタミン剤その
他平生の健康保衛剤というのが中心に
行なわれておるということございま
したけれども、たとえば肝心の人間の
身体に新しい化学的研究の結果よい薬
ができた、そういうものに對しては、
地域において薬の不足というような問
題が起きてくる、そういうのが問題に
なる。片方は膨大な宣伝費用をかけて
宣伝をやっておる。そうして、それが
今度は薬局や店の流通機構になると、
裏口から投げ売りがされる。私は、こ
こあたりはなかなかどうも理解がで
きないところなんです。ですから、そ
の点は、薬事審議会があるわけでござ
いますから、国民保健衛生にまず第一
に必要な薬というのは日々進歩をして
いるわけでありまして、そういう
ものをやはり国民の要求に応じて十

分に配給をする、そしてこれを第一に
して、マスコミに乗っている行き過ぎ
な面は、少し私はセーブしてビタミン
剤を中心として保健衛生保衛衛生とい
われておりますけれども、この過度の
宣伝というものは少しセーブす
る必要があるのではないかと、私はそう
思う。

それから、もう一つは、それに関連
して、その競争の激しいあまりに、結
局正式なルートと、そしてやみルート
によって薬が販売ルートに乗って
くる、これによってまた各店の購買力を
乱すと同時に、小店舗でございますか
ら、生活まで脅かすようなところにま
で問題が進んでいく、こういうことも
考えられるわけでございますから、ま
ず、その三つの問題について厚生省の
考え方を聞きたい、提案者の御意見
も、今の三つの問題について御所見が
あればお聞きしたい。

○説明員(横田陽吉君) 薬の問題につ
きましては、ただいま先生が御指摘な
さいましたように、生産から最終消費
者に手渡るまでの間、あらゆる段階に
おきまして適正なる指導が必要だと存
じております。したがって、生産
の面におきましては、御指摘のよう
に、必要な医薬品をどしどし開発し、
そして、また、その必要な数量の生産
をしていただくように十分な指導が必
要だと思つて、そのようにいたしてお
ります。

それから、それが流通機構を通りま
して最終消費者に渡ります間には、い
わゆる問屋を通り、それから一般販売
業、薬局、薬種商というふうな、そう
いった販売機構を通して消費者に渡る
わけでありまして、その間におきまし

て、御指摘のような、非常な過度な競
争と思われるような現象もないではご
ざいませぬ。これらに對しましては、
私もどなたもいたしましては、十分薬事監
視の面、その他の面で配意いたしてい
るのでございますが、必ずしも十分そ
の成果が上がっておらない關係上、た
だいま御指摘のような問題がまき見受
けられます。その面につきましても、
私どもは、法律上どうこうするという
問題もさることながら、業者に對する
十分な自衛を促すとか、その他の方法
によって、極力行政的な努力はいたし
ておるつもりでございます。

それから、最終消費者に渡る段階に
おきまして販売業者の問題につきまし
ては、これこそ、まさしく今回御提案
いただいております薬事法の改正の根本
に於ける問題でございますけれども、
全国的に見ました場合には、必ずしも
全国民數に對しましては、薬局その他の
販売業者というものが非常に多いとい
うふうには私ども考えておりませんけ
れども、たとえば東京、大阪、名古屋
というふうな大都市の一部の地域にお
きましては、非常にたくさんさんの薬局そ
の他の販売業者が立立たしてございま
して、乱立いたしております結果、非
常に過度な競争をする、その結果、一
部の業者は、相当な無理をいたしませ
んと、良質な医薬品を供給するという
社会的な使命を果たし得ないような実
態になっておるというふうな問題が、
実は最近非常に多いのでございませ
ぬ。そういう關係から、私もどなたも
いたしましては、昨年四月以降、薬局その他
の販売業の開業許可にあたりまして
は、十分その地域における需要という
ものと供給というものとつり合いを

考えて、十分な行政指導をした上で、開設すべきであるかどうかというふうな決定をすべきである、さような行政指導をいたしておるわけでございませう。ただ問題は、最終消費者に渡る段階での販売業体の乱立の規制につきましては、実は法律的に申し上げますと片や開設をしてもいいというふうな言い、かように考えております。

○高野一夫君 今、藤田先生の、この医薬品の生産状況の混乱といいますが、過当生産といいますが、類似品がたくさん出て、非常な宣伝合戦をやっているという点は、嘆かわしいとお感ずるものでございませう。ただ、研究費を使い、学者を養成して、ある会社が新製品を研究します。それが薬事審議会の議になつて発売されますという、ほかの会社がこれをまねいたしまして、長い間の研究の労苦なくしてまねて、あとはマスコミの宣伝合戦で競争するというのが日本の製薬業界の実態でございませう。これはつづきに私もよく承知して批判をしておるわけでありませう。ただ、これには一つ特許法の問題がからんで参るのでありまして、アメリカ、フランスのように、化学製品では、そのものが特許になればいいわけですが、日本は、御承知のとおり、化学製品そのものについては特許いたしません。製造方法でございませうから、それを製造する方法が違つたまた方法をとりますれば、幾らでも同じものが、合成ができる、こういうところの違いがある。でありますから、フランスあたりでは、新発売品が出ますという、半年ないし一年間特権を与える

制度もございませう。また、アメリカ等におきましても、そのものの特許でありますから、類似品が出つてこない、これが日本のいわゆる特許法の欠陥でございまして、これは四、五年前の特許法改正のときに大きな問題になつたのでございませうが、どうも日本においては、化学製品のそのものを特許する、機械みたいにならぬやうなところ、これが大方の賛同を得られないで、現在のままで製造法の特許方式になつていゝ。これがこの狭いところに数多くのメーカーがあつて競争するというやうな場合に、悪い意味において、これが悪用されることにならう、あるいは、また、いい意味においてこれを善用いたしますれば、さらにりっぱな製造方法を持った品質の優良な品物を合成していくことに役立つプラスの面もございませう。しかし、結果的に見て、非常に同じ種類の製品があつてこつから出るといふことが一つ。そうして消費量といふ点から、医科、歯科の医療関係、あるいは一般の消費者の需要量、それを無視して生産をやつて、そうしてその生産の数量のものが売れるやうに、裏づけ宣伝をして売るといふ傾向が多分に強かつたのであります。これはどうしても私はやめてもらわなければならぬ。でありますから、必要なだけの生産量に限定をして、そして市場の安定性を保つことにやはりメーカー自身協力してもらいたいというのが私どもの考え方でありませう。

それは、混乱については、いろいろな理由があると思つてございませうが、現在、御承知のとおり、薬事法では、却、小売の区別がございませう。医薬品の卸につきましてこつけないな

とは、政府の統計と卸の同業組合の統計が全く違つておるといふこと、どつちがどつちだか忘れましたが、一方の調査では、全国に医薬品の卸業者が二千数軒、一方の調査では千七百何十軒ある。この組合で調査した数字と政府で調査した数字とは、一軒の相違なくびたつと合はなければならぬ。それが全国において二百五、六十軒の相違があるといふことは、いかに日本の医療品と流通機構の、特に問屋、卸のあり方が複雑をきわめておるかといふこと、これは法律で、小売、卸を区別しておらないところに一つの大きな原因がある。卸をやつてみたり小売をやつてみたり、自由自在であります。こういう点に大きな流通の混乱を来たす原因がある。なお、末端については、今、課長からお話がありました。これは少し古い昭和三十五年末の政府の調査でございませうけれども、二万一千幾ら薬局がある、そのうちの実に一万七千数百軒といふものは市部に集まつておる。郡部はわずかに四千足らず、この広い郡部がわずかに四千足らず、その二万一千数百軒の薬局のうち、一万七千軒余りといふものが市部に集まつておるといふことは、乱設、偏在の明瞭なる証拠であります。この辺にメスを入れなければ、ほんとうの経済安定はやはりできません。もつと正配置だけで万全とは毛頭考えておりませう。しかし、有力なる解決の手段であると考えてこの改正案を提出いたしたわけであります。

○藤田藤太郎君 薬事課長は、どうも

考えて、十分な行政指導をした上で、開設すべきであるかどうかというふうな決定をすべきである、さような行政指導をいたしておるわけでございませう。ただ問題は、最終消費者に渡る段階での販売業体の乱立の規制につきましては、実は法律的に申し上げますと片や開設をしてもいいというふうな言い、かように考えております。

○高野一夫君 今、藤田先生の、この医薬品の生産状況の混乱といいますが、過当生産といいますが、類似品がたくさん出て、非常な宣伝合戦をやっているという点は、嘆かわしいとお感ずるものでございませう。ただ、研究費を使い、学者を養成して、ある会社が新製品を研究します。それが薬事審議会の議になつて発売されますという、ほかの会社がこれをまねいたしまして、長い間の研究の労苦なくしてまねて、あとはマスコミの宣伝合戦で競争するというのが日本の製薬業界の実態でございませう。これはつづきに私もよく承知して批判をしておるわけでありませう。ただ、これには一つ特許法の問題がからんで参るのでありまして、アメリカ、フランスのように、化学製品では、そのものが特許になればいいわけですが、日本は、御承知のとおり、化学製品そのものについては特許いたしません。製造方法でございませうから、それを製造する方法が違つたまた方法をとりますれば、幾らでも同じものが、合成ができる、こういうところの違いがある。でありますから、フランスあたりでは、新発売品が出ますという、半年ないし一年間特権を与える

制度もございませう。また、アメリカ等におきましても、そのものの特許でありますから、類似品が出つてこない、これが日本のいわゆる特許法の欠陥でございまして、これは四、五年前の特許法改正のときに大きな問題になつたのでございませうが、どうも日本においては、化学製品のそのものを特許する、機械みたいにならぬやうなところ、これが大方の賛同を得られないで、現在のままで製造法の特許方式になつていゝ。これがこの狭いところに数多くのメーカーがあつて競争するというやうな場合に、悪い意味において、これが悪用されることにならう、あるいは、また、いい意味においてこれを善用いたしますれば、さらにりっぱな製造方法を持った品質の優良な品物を合成していくことに役立つプラスの面もございませう。しかし、結果的に見て、非常に同じ種類の製品があつてこつから出るといふことが一つ。そうして消費量といふ点から、医科、歯科の医療関係、あるいは一般の消費者の需要量、それを無視して生産をやつて、そうしてその生産の数量のものが売れるやうに、裏づけ宣伝をして売るといふ傾向が多分に強かつたのであります。これはどうしても私はやめてもらわなければならぬ。でありますから、必要なだけの生産量に限定をして、そして市場の安定性を保つことにやはりメーカー自身協力してもらいたいというのが私どもの考え方でありませう。

それは、混乱については、いろいろな理由があると思つてございませうが、現在、御承知のとおり、薬事法では、却、小売の区別がございませう。医薬品の卸につきましてこつけないな

とは、政府の統計と卸の同業組合の統計が全く違つておるといふこと、どつちがどつちだか忘れましたが、一方の調査では、全国に医薬品の卸業者が二千数軒、一方の調査では千七百何十軒ある。この組合で調査した数字と政府で調査した数字とは、一軒の相違なくびたつと合はなければならぬ。それが全国において二百五、六十軒の相違があるといふことは、いかに日本の医療品と流通機構の、特に問屋、卸のあり方が複雑をきわめておるかといふこと、これは法律で、小売、卸を区別しておらないところに一つの大きな原因がある。卸をやつてみたり小売をやつてみたり、自由自在であります。こういう点に大きな流通の混乱を来たす原因がある。なお、末端については、今、課長からお話がありました。これは少し古い昭和三十五年末の政府の調査でございませうけれども、二万一千幾ら薬局がある、そのうちの実に一万七千数百軒といふものは市部に集まつておる。郡部はわずかに四千足らず、この広い郡部がわずかに四千足らず、その二万一千数百軒の薬局のうち、一万七千軒余りといふものが市部に集まつておるといふことは、乱設、偏在の明瞭なる証拠であります。この辺にメスを入れなければ、ほんとうの経済安定はやはりできません。もつと正配置だけで万全とは毛頭考えておりませう。しかし、有力なる解決の手段であると考えてこの改正案を提出いたしたわけであります。

○藤田藤太郎君 薬事課長は、どうも

考えて、十分な行政指導をした上で、開設すべきであるかどうかというふうな決定をすべきである、さような行政指導をいたしておるわけでございませう。ただ問題は、最終消費者に渡る段階での販売業体の乱立の規制につきましては、実は法律的に申し上げますと片や開設をしてもいいというふうな言い、かように考えております。

○高野一夫君 今、藤田先生の、この医薬品の生産状況の混乱といいますが、過当生産といいますが、類似品がたくさん出て、非常な宣伝合戦をやっているという点は、嘆かわしいとお感ずるものでございませう。ただ、研究費を使い、学者を養成して、ある会社が新製品を研究します。それが薬事審議会の議になつて発売されますという、ほかの会社がこれをまねいたしまして、長い間の研究の労苦なくしてまねて、あとはマスコミの宣伝合戦で競争するというのが日本の製薬業界の実態でございませう。これはつづきに私もよく承知して批判をしておるわけでありませう。ただ、これには一つ特許法の問題がからんで参るのでありまして、アメリカ、フランスのように、化学製品では、そのものが特許になればいいわけですが、日本は、御承知のとおり、化学製品そのものについては特許いたしません。製造方法でございませうから、それを製造する方法が違つたまた方法をとりますれば、幾らでも同じものが、合成ができる、こういうところの違いがある。でありますから、フランスあたりでは、新発売品が出ますという、半年ないし一年間特権を与える

制度もございませう。また、アメリカ等におきましても、そのものの特許でありますから、類似品が出つてこない、これが日本のいわゆる特許法の欠陥でございまして、これは四、五年前の特許法改正のときに大きな問題になつたのでございませうが、どうも日本においては、化学製品のそのものを特許する、機械みたいにならぬやうなところ、これが大方の賛同を得られないで、現在のままで製造法の特許方式になつていゝ。これがこの狭いところに数多くのメーカーがあつて競争するというやうな場合に、悪い意味において、これが悪用されることにならう、あるいは、また、いい意味においてこれを善用いたしますれば、さらにりっぱな製造方法を持った品質の優良な品物を合成していくことに役立つプラスの面もございませう。しかし、結果的に見て、非常に同じ種類の製品があつてこつから出るといふことが一つ。そうして消費量といふ点から、医科、歯科の医療関係、あるいは一般の消費者の需要量、それを無視して生産をやつて、そうしてその生産の数量のものが売れるやうに、裏づけ宣伝をして売るといふ傾向が多分に強かつたのであります。これはどうしても私はやめてもらわなければならぬ。でありますから、必要なだけの生産量に限定をして、そして市場の安定性を保つことにやはりメーカー自身協力してもらいたいというのが私どもの考え方でありませう。

それは、混乱については、いろいろな理由があると思つてございませうが、現在、御承知のとおり、薬事法では、却、小売の区別がございませう。医薬品の卸につきましてこつけないな

とは、政府の統計と卸の同業組合の統計が全く違つておるといふこと、どつちがどつちだか忘れましたが、一方の調査では、全国に医薬品の卸業者が二千数軒、一方の調査では千七百何十軒ある。この組合で調査した数字と政府で調査した数字とは、一軒の相違なくびたつと合はなければならぬ。それが全国において二百五、六十軒の相違があるといふことは、いかに日本の医療品と流通機構の、特に問屋、卸のあり方が複雑をきわめておるかといふこと、これは法律で、小売、卸を区別しておらないところに一つの大きな原因がある。卸をやつてみたり小売をやつてみたり、自由自在であります。こういう点に大きな流通の混乱を来たす原因がある。なお、末端については、今、課長からお話がありました。これは少し古い昭和三十五年末の政府の調査でございませうけれども、二万一千幾ら薬局がある、そのうちの実に一万七千数百軒といふものは市部に集まつておる。郡部はわずかに四千足らず、この広い郡部がわずかに四千足らず、その二万一千数百軒の薬局のうち、一万七千軒余りといふものが市部に集まつておるといふことは、乱設、偏在の明瞭なる証拠であります。この辺にメスを入れなければ、ほんとうの経済安定はやはりできません。もつと正配置だけで万全とは毛頭考えておりませう。しかし、有力なる解決の手段であると考えてこの改正案を提出いたしたわけであります。

○藤田藤太郎君 薬事課長は、どうも

考えて、十分な行政指導をした上で、開設すべきであるかどうかというふうな決定をすべきである、さような行政指導をいたしておるわけでございませう。ただ問題は、最終消費者に渡る段階での販売業体の乱立の規制につきましては、実は法律的に申し上げますと片や開設をしてもいいというふうな言い、かように考えております。

○高野一夫君 今、藤田先生の、この医薬品の生産状況の混乱といいますが、過当生産といいますが、類似品がたくさん出て、非常な宣伝合戦をやっているという点は、嘆かわしいとお感ずるものでございませう。ただ、研究費を使い、学者を養成して、ある会社が新製品を研究します。それが薬事審議会の議になつて発売されますという、ほかの会社がこれをまねいたしまして、長い間の研究の労苦なくしてまねて、あとはマスコミの宣伝合戦で競争するというのが日本の製薬業界の実態でございませう。これはつづきに私もよく承知して批判をしておるわけでありませう。ただ、これには一つ特許法の問題がからんで参るのでありまして、アメリカ、フランスのように、化学製品では、そのものが特許になればいいわけですが、日本は、御承知のとおり、化学製品そのものについては特許いたしません。製造方法でございませうから、それを製造する方法が違つたまた方法をとりますれば、幾らでも同じものが、合成ができる、こういうところの違いがある。でありますから、フランスあたりでは、新発売品が出ますという、半年ないし一年間特権を与える

制度もございませう。また、アメリカ等におきましても、そのものの特許でありますから、類似品が出つてこない、これが日本のいわゆる特許法の欠陥でございまして、これは四、五年前の特許法改正のときに大きな問題になつたのでございませうが、どうも日本においては、化学製品のそのものを特許する、機械みたいにならぬやうなところ、これが大方の賛同を得られないで、現在のままで製造法の特許方式になつていゝ。これがこの狭いところに数多くのメーカーがあつて競争するというやうな場合に、悪い意味において、これが悪用されることにならう、あるいは、また、いい意味においてこれを善用いたしますれば、さらにりっぱな製造方法を持った品質の優良な品物を合成していくことに役立つプラスの面もございませう。しかし、結果的に見て、非常に同じ種類の製品があつてこつから出るといふことが一つ。そうして消費量といふ点から、医科、歯科の医療関係、あるいは一般の消費者の需要量、それを無視して生産をやつて、そうしてその生産の数量のものが売れるやうに、裏づけ宣伝をして売るといふ傾向が多分に強かつたのであります。これはどうしても私はやめてもらわなければならぬ。でありますから、必要なだけの生産量に限定をして、そして市場の安定性を保つことにやはりメーカー自身協力してもらいたいというのが私どもの考え方でありませう。

それは、混乱については、いろいろな理由があると思つてございませうが、現在、御承知のとおり、薬事法では、却、小売の区別がございませう。医薬品の卸につきましてこつけないな

とは、政府の統計と卸の同業組合の統計が全く違つておるといふこと、どつちがどつちだか忘れましたが、一方の調査では、全国に医薬品の卸業者が二千数軒、一方の調査では千七百何十軒ある。この組合で調査した数字と政府で調査した数字とは、一軒の相違なくびたつと合はなければならぬ。それが全国において二百五、六十軒の相違があるといふことは、いかに日本の医療品と流通機構の、特に問屋、卸のあり方が複雑をきわめておるかといふこと、これは法律で、小売、卸を区別しておらないところに一つの大きな原因がある。卸をやつてみたり小売をやつてみたり、自由自在であります。こういう点に大きな流通の混乱を来たす原因がある。なお、末端については、今、課長からお話がありました。これは少し古い昭和三十五年末の政府の調査でございませうけれども、二万一千幾ら薬局がある、そのうちの実に一万七千数百軒といふものは市部に集まつておる。郡部はわずかに四千足らず、この広い郡部がわずかに四千足らず、その二万一千数百軒の薬局のうち、一万七千軒余りといふものが市部に集まつておるといふことは、乱設、偏在の明瞭なる証拠であります。この辺にメスを入れなければ、ほんとうの経済安定はやはりできません。もつと正配置だけで万全とは毛頭考えておりませう。しかし、有力なる解決の手段であると考えてこの改正案を提出いたしたわけであります。

○藤田藤太郎君 薬事課長は、どうも

なこと、そこに私は行き過ぎがあるようにどうも思えてしょうがない。これは専門家がありませんから、これ以上追及いたしません、こういう点は、私は、厚生省はきびしくやっぱり監督をせなければいけぬのじゃないか、こう思っておるわけです。今の前段の、乱売や流通機構を乱しているのは、単に市部に薬局や薬店が集中しておるといふことじゃないに、むしろその混乱の原因は、メーカーの正式ルートとやみルートによる過剰生産といえますか、競争に次ぐ競争、宣伝に次ぐ宣伝の結果が出てきたのじゃないかと私は思うのですが、どうですか。

○説明員(横田陽吉君) いささか舌足らずでございましたので、多少誤解を招いたようにございますが、お話のうちに、私も、現在の乱売というものが、薬局、薬種商の販売業者が過剰に乱設されておる、そのことが一番の原因であるというふうに考えております。お話のように、確かに一部のマスコミ品につきましては、相当の過剰生産だといふふうに私も考えております。それが一番の原因でありまして、ただいま御指摘のように、おかしげなやみルートというものが事実上発生してきて、そこから非常に古くなった薬が安い値段で一般の販売店に流されたというふうなことが相当多いことも承知しております。そういう点につきましては、私も、私どものほうでもいろいろ薬事監視員を動員したり、その他の業者の自粛に待ったり、いろいろな方法によって対処いたしておるわけでございますが、何しろ薬自体の生産額が、年額にいたしまして二千数百億というふうな、非常に多い生産額でございます。

すし、それから、また、薬の種類にいたしまして、製造許可をいたしております。それが現実には医薬品として出回っておりますのがやはり四、五万というふうな、非常に多い品目、非常に多い数量、そして、また、それを扱っておられる業体の数が非常に多いというふうな事情等もございまして、思うにまかせないわけでございますが、この点につきましては、今後とも十分業者の自粛を促すと同時に、私どものほうにいたしまして、徹底した取り締まりをいたす所存でございます。

それから、もう一つの広告の問題でございますが、これまでお話しのように、一部のテレビその他では、明らかに誇大な広告、あるいは虚偽な広告というふうなものに該当するような事例も絶無ではございませんので、これらに對しましては、十分の指導をいたしております。それで、大体現在のところ、そういう指導等によってそういった広告を改めるといふふうなやり方になっていくようにございすけれども、一部には、やはり相当きつい処分等もしなければ、なかなかこれを改めないというふうな事態もいまだございます。今後は、この点に十分配慮いたして参りたいと考えております。

ただ、問題は、最初の藤田先生のお話にもございまして、ほんとうに必要な医薬品はほんとうの効能、効果というもののPRというものと、こういった売らんがための宣伝というものの区別が非常にむずかしい、そういった点もございまして、本来的な解決の方法といたしましては、たとえ

ばどうしても疾病の治療に必要な医薬品についての広告というものは、一般的にラジオ、テレビ、そういったものを通ずることなしに、それを使う医師向けの雑誌とか、あるいは新聞、そういったところに徹底した広告をさせる、しらかさる一般のマスコミ品については、そういったものは、あまり売らんがために虚偽ないし誇大に類するような広告をしないようにするといふふうな法律の規制等も、あるいは必要でないかと存じております。現在の薬事法の規定から参りますと、ガシ、白血病、そういった病気に使う薬につきましては、その広告は、医家向けの広告以外に許しておられないというふうな規定をいたしておりますが、その他の薬につきましては、実は虚偽もしくは誇大にわたる広告でない限り、その広告についての規制はないわけでございます。しかし、今お話しのような事態が現実には発生いたしておりますので、私どもは、必ずしも虚偽もしくは誇大といふものに直接該当する事態になりませんでも、そのおそれがあるようなものに対しては、十分な措置等はいたして参りたいと思っております。

○藤田藤太郎君 私は、宣伝の問題については、新しい薬をお作りになったのですから、宣伝も必要でしょう。しかし、限度があると思うのです。私はそれを言っているのです。限度があるのではない。新聞にしても、ラジオにしても、交通機関の付近におけるところの膨大な広告というものは、実際国民が薬に対する疑念を私は持つのではない。私は、先日もうこういふ話をしておたら、同じことをたとえ八回、九回、十回と

聞けば、うそのことでもほんまかと思ふ。それじゃあ飲んでみよう、買ってみようという風に追い込んでいく。これが薬を売りつける宣伝戦術かわかりませんが、やはり保健衛生上、人体保護の立場から、薬品というものはなくてはならぬと私は思うのです。それを同じような種類のものをどんどんやる。そういうことでは、少し私は厚生省の監督行政が足りないのではないかと気がするから、この問題をまず指摘をしておるわけでありす。私は、これは本来大臣に約束していただきたいわけですが、そういう、誇大な広告、それから、あまりにも度が過ぎていくようなものについて、厚生省は大胆にほんとうに規制をするといふことをしてもらいたいという事です。それが一つあります。

それから、第二番目は乱売で、片方は百円で売っているものを、片一方で五十円で売っているというふうな、そんなことが流通機構の中でのいのかという事なんです。そんなのなら定価を下げて、正式なルートに乗せて、そして国民保健に貢献をする薬局、薬種商のルートの中で、国民がその最もよい薬を、完全な薬剤師の指導によって、経験者の指導によって保健衛生のためにそれをルートに乗せる、こういうやり方指導が私はなくてはならぬと思ふ。この点は明確にひとつ厚生省はしておいていただきたい、こう思うのです。まあ実際に担当されているのは薬事課長ですから、あなたの御見解もまず聞いておきたい。

○説明員(横田陽吉君) ただいま御指摘の点は、私も全く同感でございます。まず、そのような方向で今後とも行政をやって参りたいと考えます。○藤田藤太郎君 それから今度は、もう一つ私は提案者に聞いておきたいのですが、この第一項と二項、一項の問題については、開設者に対するむしろ内容を高め、それから監督という意味で私はいいいことだ。それで二項のほうも、私の考えからすれば、こういうことをやらざるを得ないといふところへきていこうと思ふのです。ただ、憲法の、職業選択の自由その他との関係についてどういふ工合に判断をされておるか、それをひとつ聞いておきたい。

○高野一夫君 実は、憲法二十二条との関連において、一番私も提案者として苦心した点でございますが、一応提案者としての責任において、概略私の見解を申し上げてみて、なお、専門的の点は法制局の部長からお聞き願いたいと思ひます。

この薬事法の改正によりまして、薬局等の適正配置をやるのが憲法二十二条違反でないという見解を私もとりましたことについては、一応二本立ての柱を立てたわけでありす。その一つは、取り扱われる医薬品というものが国民の生命、健康に重大な影響を持つている特殊なものである、一般商品と変わったものである、この点がいわゆる憲法二十二条に「公共の福祉に反しない限り」といふことをいっておりますとおり、公共の福祉との関連性が一番強く出されていいものではないか、こういう考え方が一つ。それから、もう一つは、医薬品に対して需要者が価値判断をする資格がない。たとえば魚屋に参りまして八百屋に参りまして新鮮なる魚、新鮮なるうま

ますので、そのような方向で今後とも行政をやって参りたいと考えます。○藤田藤太郎君 それから今度は、もう一つ私は提案者に聞いておきたいのですが、この第一項と二項、一項の問題については、開設者に対するむしろ内容を高め、それから監督という意味で私はいいいことだ。それで二項のほうも、私の考えからすれば、こういうことをやらざるを得ないといふところへきていこうと思ふのです。ただ、憲法の、職業選択の自由その他との関係についてどういふ工合に判断をされておるか、それをひとつ聞いておきたい。

○高野一夫君 実は、憲法二十二条との関連において、一番私も提案者として苦心した点でございますが、一応提案者としての責任において、概略私の見解を申し上げてみて、なお、専門的の点は法制局の部長からお聞き願いたいと思ひます。

そんな野菜というものは一目見てもわかる。一目見てもわからなければ、手に取って見ればわかる。たとえば私がいつも例にあげることであるが、同じ店でサンマに上中下の値段の相違がある、イワンでもそうである。目に見て鮮度はわからなければ、手に取って見ると、一番高いサンマはびんとはねている、中ぐらいいの値段のサンマはまっすぐ、投げ売りされるような値段のサンマはだらんと下がる。そういうふうにして、目で見て、手に取って買者が価値判断ができる品物とは、医薬品は全然本質を異にいたしております。使う人、買う人がその価値判断ができない。これは一にその売人、取り扱う業者自身の責任にまかせるよりほかはない。この業体の特殊性が一つ。もう一つは、現在すでに各都道府県で内規などを作りまして、適正配置の行政指導をやっております。この既成事実が一つ。これはそういう適正配置をする必要性というものがいかに緊迫し、いかに高まっているかというものを物語るものでございます。私も、まずこの三つをたてにとつていろいろ考えてみたのでございます。そこで、このまず一番大事な取り扱い品に対して需要者が価値判断をする能力がない、あけて業者にかかされたければならぬ、こういうわけでございまして、業者は責任を持って取り扱わなければならぬようにあらゆる規制を加えられておる。その規制を加えられたる規制の中で、業者として国民に間違ったないサービスをしなければならぬという義務遂行をしなければならぬわけでございます。そういったしますと、もしも過当競争、乱売等が行なわ

れまして、自分の薬種商なり薬局なりの経営上に不安が生ずる、あるいはすでに赤字になってきたということになります。と、やはりすべては人間のやる仕事でございまして、適正な調剤をしたり、間違いない適正な医薬品を販売したりすることに支障を生ずるおそれがないかと思われ、安心してあります。でありますから、安心してとりつぱな調剤をさせ、安心してりつぱな優良なる医薬品を取り扱わせるためには、やはり経営もでき、また、勉強も十分できるような経営の安定をはかってやる。その上で法律、省令等によってがんじがらめに押えられて国民に適正なサービスをするというふうな考えでやらなければいかぬのじゃないかと思われ、あります。現在、薬事監視員がございまして、いろいろ不良の場合、あるいは適正でない場合は取り締まることになっておるのでございまして、これはここに薬事課長がおられて、材料があると思ひますけれども、私も調べまして、全国で千人の監視員が、わずか五百七十名しかおりません。県を入れましたも千九百九十八名しかおりません。そうすると、薬局と、薬種商と一般販売業、この三つの小売業、そのほかの品目を数種限定して販などで売っておる特例販売業というののございまして、それを入れますと十一万軒になる。これをこの薬事監視員と当たらせるといふことは、一人当たり実に二百軒を担当しなければならぬ。多少の予算をふやして増員をいたしても、とうてい全国のすみからすみまでの薬店、薬局の監視をさせ、十分目的を達するということは、

とうてい不可能ではないけれども、非常に困難を伴う。それよりは、むしろ業者みずからの良識をもって、適正な考え方、適正な行動をとるということにしむけることが一番いいんじゃないか。もう一つは、最近の現象といたしまして、しろうとが、薬剤師でない者が薬局を開く、これは現行の法律では許されず。薬剤師さんを置くことによつて許されます。ことにスーパー・マーケットのごときは、どんどん薬局なり一般販売業をやる。薬剤師さんを雇つて薬局をやる。これは売らんかな主義、営利主義、全く医薬品取り扱いの特殊性というところに深い理解、責任感を持ったやり方ではなくして、いわゆる営利的にやる、あるいはおとり欺術としてやる、乱売の根源になる、こういうようなこと自体も事実全国にわたつて起こっているものでございまして、こういうことも一つ押さなければならぬ。それが要綱の第一にありまして、そういう大企業が営利的にばかりやることはけしからぬから、ひとつ、管理薬剤師等の人数をふやして、十分の適正なる仕事をやるのでなければ許可しないということに持つていくべきじゃないかというの、要綱の第一項に戻つての考え方でございます。そこで、私も、また公衆浴場法について考えたのでございまして。今度の改正案は公衆浴場法と非常に似ているのでございまして、が、先年福岡で、条例の許可を受けないで公衆浴場の営業をやつて処罰を食つた。それが裁判をやりまして、これはもう皆さん御承知のとおりで、詳しく申し上げませんが、福岡の高等裁判所から最高裁判所に参りまして、この福岡県の条例で

もつて、市部二百五十メートル、郡部三百メートルの距離制限をやつたその条例が憲法違反だ、その条例のもとになる公衆浴場法が憲法違反だ、という訴えでございまして、昭和三十年の一月の最高裁の判例では、憲法違反ではないといううらつぱな判例が下されておるわけ。これは理由書でございまして、これを要約しますと、私は二つの点に尽きると思ふ。それはどういふことをいっておるかといふと、公衆浴場というのとは一体何だといふこと、それは国民の健康管理に必要な厚生施設である、こう判定しております。国民の健康管理に必要な厚生施設だから、家庭の延長であるべきだ。それが、ある地域には偏在して、ある地域にはないといふこと、ない所の住民がこれを利用することにきわめて不便である、だから、これは一口に申し上げまして、やはりある所、ない所の地域がむらがないように、まんべんなく普及開設するべき性質のものである、こういうふうになっております。その判決の理由の第二点は、公衆浴場が一カ所に偏在、乱設されると、経営に不安な状態が当然起こつてくる、そうすれば浴場の公衆衛生的施設に欠陥を生ずる、また、生ずるおそれが多分にある、それは避けなければならぬ。したがって、公衆浴場の配置の適正を期するためにいろいろ制限をするといふことをきめた法律並びにそれに基づいた条例は、憲法二十二条違反とは認めないという判例でございまして、これを今度のこの薬事法改正の場合に準用いたしますれば、それじゃ薬局等は一体何だといふことになる。公衆

浴場が国民の健康管理に必要な施設であるならば、薬局、薬種商等は国民の生命保持に必要な医療施設でなければならぬ。それが一地域には偏在して、一地域にはないといふこと、これはない地域がこれを利用することができない、非常に住民に不便を与える、公衆の福祉に反する結果が出て参る。一方において、薬局等が、今もお話がございましたとおり、ある地域、特に都会あるいは繁華街に集中いたしますと、当然販売政策上、過当競争が起こる。そうすると、経営不安な状態が出て参りますから、設備、器具等にも欠陥が生ずるだらうし、あるいはいろいろの医薬品の適正を期することができなくなるおそれが多分にある。それは避けなければならぬ。こういうふうな考えます。しかも、ふる場は自分の家に置くことができる。ふる場を持たない人だけが公衆浴場を利用する。薬局等は自分の家に置くことを許されません。すべて足を運んでその店まで行かなければならぬ。それなら、なおさらこれは当然適正に配置をされて、全国民がひとしく平等に利用されるような便宜を与えられる、そういう状態に配置するべきではないか。これはそのこと自体が公衆の福祉に沿うゆえんである、決してわれわれは憲法二十二条違反の規定とは考えられない、こう思ひます。

以上簡単に。

○藤田藤太郎君 わかりました。まあ問題は、一項、二項について私たちも何とかしなければいけない。一項については、メーカー、大資本を中心にしたところに対する規制、二項は、適正要するに無医地区に対する適正配置、

この法律案を作つて国民保健上大きに貢献をしていただくわけでありませうけれども、私は、何としてもこれをより実効を上げていくには、製造業者との関係にはきびしい規制を行なわないと、私はこの実効が上らないのではないかとこの心配をしておりますから、先ほど厚生省に申し上げたわけでございます。ですから、これがやはり国民が願つてゐる皆保険に対する皆医療というものが全国津々浦々にいくのには、やはりこの法律によつて努力をしていただかなければならない。そういう立場から私たちも賛成なんです。ただ、少し法案をこしらへた方の憲法の二十二条との関係を少し聞いておいたわけでありませう。実際、実態生活というもので、憲法との関係が今説明されました、私は今ので大体了解いたします。

そこで、もう一つだけお聞きしておきますけれども、この都道府県の薬事審議会というのに意見を聞いて都道府県知事が結論を出すわけですが、この都道府県知事の薬事行政と厚生省との関係はどういう関連性、また、指導という立場になるかわかりませうけれども、どういふ場合に運営上はおやりになつてゐるか、そういうことを聞いておきたい。

○説明員(横田陽吉君) 都道府県に置かれます地方薬事審議会と厚生省との関係でございますが、法律的なつながりといはしましては、厚生省と都道府県に置かれる地方薬事審議会との間には、指揮監督の関係はございませう。で、問題は、この法律を運用いたします際の一番の問題は、まず、第一に、この法律の運用の中身を決定する

ものは都道府県の条例になるわけでございます。したがつて、この都道府県の条例の中にどのような内容を盛り込むか、これまた法律的に申しますと、都道府県が、随意に自由に決定し得る、議会の意見によつて随意に決定し得る内容であります。現実問題といはしましては、大体現在まで各県でやりになつておられる行政指導の内容等を勘案いたしまして、一応の都道府県条例の準則的なものを私どもが作成いたしまして、それで都道府県を事実上指導する、こういう格好になります。そこで、その都道府県条例が指導

定めておるものさしに、個々の薬局、薬種舗の開設許可の申請があつた際に、当てはまるかどうか、その事実認定をする際に、初めてこの地方薬事審議会というものが登場いたしてくるわけでございます。したがつて、一番重要な中身の都道府県条例に対して、事実上の指導をすると同時に、それから、また、そのものさしに当てはまるかどうかの事実認定をなさる際の認定の仕方等につきましては、大事な基本的な問題等については事実上指導いたしますが、ただ、法律的に申しますと、繰り返しになりますが、条例の内容自体、それから地方薬事審議会、そのいろいろな審議の仕方、そういうものについての厚生省の指揮監督は及ばない、こういうことになるわけでございます。

○阿具根登君 一、二点御質問申し上げます。先ほど憲法論議の中でふる屋のことが出ましたが、しかし、ふる屋にも距離と住民数によつて規制をされておる

ことは承知いたしております。その他たばこの小売商なんかもそれぞれ規制があるのでございます。その点は肯定いたしますが、そうすれば、薬局あるいは薬販売ですか、こういうものはどういふ規格で考えておられるか、どういふ構想をお持ちであるか、その点を一点お聞きしたい。

それから、もう一点は、たとえばスーパー・マーケット、まあ外国の例も御存じなら教えていただきたいのですが、端的に一般の需要者から見れば、スーパー・マーケットのようないわゆるゆるぎのない所で、人手が少なく、自分が自由に選択できて値段が安いというならば、需要家から見ればこれにこしたことはない。ところが、先ほどマスコミ論争がありましたように、古い薬を生産者がそこに卸して安く売つておる、こういうことになつてくると問題がございませう。となつて

と、メーカーが良心に従つて新しい薬をそこで売るといふことならば差しつかえない。たとえば同じ値段は書いてあつても、あらゆる販売品を一堂に集めてやつておつて、人件費が非常に浮いてくる。その人件費の浮いたもので薬の販売価格を低下したらこれも悪いのか、そういう点が一点。

三点目は、いわゆる薬を調剤、製剤される方は、これは薬剤師でなければできない。しかし、その他一般の薬は、マスコミ等で宣伝しておりますように、もうすでに丸薬になつておる。そしてこれは何粒飲めばいいのだというやうなことが、まあマスコミだけ聞いておれば、あれを飲んでおれば病気になるものはおらないはずですけれども、ところが、これが病氣ばかりして

いる。そこで先ほどの藤田君の意見にもなつてくるわけですが、一体厚生省は何をしてゐるのだ、研究するよりもマスコミにやつたほうがいいのです。何ぼ金かかつてもいいのです。薬は昔から九層倍といわれてゐるやうに、薬製造業者はもうけてゐるのです。だから、何十万かかろうと何百万かかろうと、薬の値段にかけてとればいいのだから、生産者は一銭も損せぬわけですが、損してゐるのは皆需要者なんです。しかも、弱みにつけ込んでもうけてゐるということになります。この点は重複しますから申し上げませんが、そうした場合には、薬剤師じゃなくても、それだつたら売れるはずです。たとえば一つの栄養剤でも、ちゃんとこれは定価も何もきまつておる。ゴホンといつたらそれ何々、くしゃみ三回何々と、こうなつてゐるわけですが、何も知らなくても、テレビを見ておつたら売れるわけですが、定価はちゃんと書いておる。それなら、これは何年何月製造だといふことをきちと書かしておいて、それが半年なら半年たつたらこの薬を売つてはならぬといふことをやつておけばだれだつて売れるわけですか。そうすると変なことになりはしないか。もちろん調剤はしろとがやるわけにはいかぬけれども、調剤という問題よりも、もう製造された薬販売という、こういうことになつてくると、憲法論議は、私はいささかあやふまれているのではないかと、こういう考え方をするので、いかがでしょうか。

○高野一夫君 まず、配置の基準についてでございますが、この法律にもありますとおり、交通事情、人口関係、

あるいは諸般のいろいろな需給に影響を及ぼすような事態を勘定してきめるわけでございますが、今、薬事課長の説明のとおり、全国のモデル基準を作つておる、そして各都道府県の条例で、条例としてきめてもらつてゐるやうにしたいわけなんです。その方法といはしまして、端的に、それではふる屋みたいに、距離制限でいくのか人口制限でいくのかという点については、いろいろやり方によつて議論の分かれる点でございますが、ヨーロッパあたりでは、御承知のとおり、イタリアは大体人口五千人に一軒、三千人に一軒、フランスは三万以上の都会においては三万以下五千人までの都会では二千五百人に一軒、五千人以下二千

人に一軒、ドイツは大体人口六千人に一軒、こういうふうになつてゐるやうであります。日本における場合は、全国通算しまして、大体二千人ないし二千五百人に一軒の薬局みたいなやつてゐるやうでありますけれども、人口制限でいく各国の例をつぶさに調べてみましても、人口割だけでいけない場合が出て参ります。たとえばイタリアが住民五千人に一薬局と、こうしておりますが、五千人以上いふ部落がある。しかも、どうしても必要であるといふやうな所は、今度は距離制限をとりまして、五百米以上の基準で一薬局を許す。こういうふうに、フランスでもそういういふなかの特殊事情を勘案いたしまして距離制限をやるのであります。が、日本の場合は、先ほど申し上げました各都道府県の適正配置基準の内規が全部距離制限をやつております。東京、大阪その他によつて違ひますけれども、二百メートルあるいは三百メー

トル、あるいは百五十メートル、百メートルと、まちまちでございます。これはまちまちであるところは、まだ十分そういう基礎調査が完全になかったためと考えますけれども、これは大体厚生省においても、十分に相当の調査もできているやに聞きますので、距離制限でいく場合は何メートルに一薬局、人口割でいくならば何千人に一薬局というのが適当である、ことに皆保険医療という建前でございます、その辺ははじけると思いますが、その辺を加味して適正な条例を制定したい、こう考えます。

それから、スーパーマーケットの問題でございますが、なるほどスーパーマーケットは実際重宝だと思えます。重宝だと思えますが、私はアメリカのスーパーマーケットを見て参りましたが、日本はほとんどまねしなから、全く性格が違っている。アメリカのスーパーマーケットは商店街にはほとんどございせん。パン屋もなければ牛乳屋もない、肉屋もないというように、なことが住宅街に固地でございます。そうして日常雑貨を売っている。ところが、日本のスーパーマーケットはそういうような住宅街とか、あるいは団地とかいう所にもありまして、けれども、多くは小売商店が盤居しているそのどまん中にスーパーマーケットというものを作って、そうして小売商店の営業を圧迫しているのが日本のスーパーマーケットのほんとうの実情だと思ふ。これは小売業者の育成保護という立場からも考慮しなければならぬのですけれども、金網のかがを持って自分の好きなものを買う、スリッパを買う、あるいはこちへ行って化粧品を買う、医薬品を買う、こう

いうようなことは、医薬品以外のものについては差しつかえございせんが、先ほど申し上げました、しろうとの価値判断でできる問題でございまして、差しつかえないが、医薬品につきましては、後段の阿具根先生の御質問にも該当するわけでございしますが、医薬品を、一々薬のことを知らないお客がその薬だから金網のかがに入られて、そうして勘定場にそれを持って行きまして幾らだ、ほかの肉や魚詰と一緒にならぬやう方は、これは現在の制度では違法になります。やはりいわゆる待命制度といいますが、その場においていろいろなことを聞いて、あるいは教えて販売する建前をとらな

限りは、非常に危険です。ところが、これは私も、かつて阿具根先生も一緒だったと思ひますが、各地のスーパーマーケットを見て回ったことがありますが、ある真店に行きましたら、待命販売をやらせるといふことで許可したという話でした。それで、その薬務課長を案内役立てて見に行つて、私はバッチを隠して、この薬はどいうするかと言つたら、女の子がおつて、そこにかががりますから、欲しい薬は何でもかに入れて勘定場に持って行つて払うのですと、こう言つておつた。薬務課長は非常に赤面いたしました。こういうようなことは非常に多い。そこへ薬剤師を置かなければいけないというのです。大阪等を見て回つても、やはりそうです。しかも、薬剤師の女の子をスーパーマーケットの勘定場に置いて勘定をやらせている。そうして詭弁を弄して薬剤師の方にこういう勘定場の仕事をやらせている。そうして製品を見て勘定する

のですから、待命販売と同じことにならんじやないかと詭弁を弄している。こういうやり方が実態であります。スーパーマーケットのこういうやり方は危険性を持っている。

そこで、第三番目のお話、もう製品になって、ここにも書いてある、テレビ、ラジオでも報道する、新聞にも広告してある、そういうことでやればいいじやないかということでありますけれども、だれにも書いてあるとおり使えるものもあれば、非常に危険を伴うものもあるのが化学的製品の――昨日も中性洗剤のときに私申し上げたとおり、化学的製品の非常に危険なところでありました。したがって、いつ危険が起るかわからないということを常に念頭に置いてやります。わなければならぬ。でありますから、薬局、一般販売業には薬剤師を置かなければならぬ。薬種商は、薬種商のそういう試験を受けて薬種商の仕事をやりやうとされているわけでございませう。そこで、例をあげますれば、総合ビタミン剤を盛んに売っている。このビタミン剤も同じじやないか、買おうか、こうは言つても、甲の会社で出している総合ビタミン剤と乙の会社で出している乙なる総合ビタミン剤とはやはり違ひ、同じ総合ビタミン剤では、これはビタミンBに重点がある、あるいはビタミンAに重点がある、あるいはビタミンKに重点がある、みんな違ひている。そういう点は、やはり専門家の業者に見て聞いて、私はこうこうという考えで総合ビタミン剤がほしいのです、それがいいかということに聞けば、良識ある業者は、良識に基づいて、いろいろありますが、あなたに

はこの総合ビタミン剤のほうが向くでしょう、こういうことを言う。そこで大事をとらなくていいものもありまじやうが、本質的にはそこまで大事をとって、価値判断のできないお客に対して価値判断を与えてやる、これが私は医薬品取り扱ひの本質だろと思ふ。でありますから、これは薬剤師でなくとも勝手にやうていいというわけには参りませんので、やはり化学的製品は、いついかなるときに危険を伴うかもしれない。しかも、良識ある経営安定ができた薬局等でビタミン剤を売ります場合には、これは番号で、この会社が何年何月ごろ製造されたというものがすぐわかる。ビタミン剤は、御承知のとおり、非常に破壊される、分解される。ですから、決して害毒じやないけれども、効力が非常に減退される。ある年月たちますと、そうすると良識ある薬局等でありますれば、これは古い総合ビタミン剤で効力半減している、だめじやないが、まだ五〇％の効力があるけれども、それよりも先月仕入れた総合ビタミン剤、これは効力が九十何パーセントぐらいあるはずだと判断して、古い品物はほとんど返してやる。そういう分解作用を起さずに、効力をそのまま持っている新しい製品であるということとを判定いたしまして売る、こういうことをしなればならぬと思ふ。そういうこと、スーパーマーケットの販売の仕方、つまり勝手に自分の好きなものを入れた勘定だけ済ませばいいという場合には、とうていそれは期待できない。ことに専門家でない者が勝手に取り扱うという場合には、なおさら危険を伴う、こういうふうに考えま

すので、これが第二段目のスーパーマーケットに対する考え方と、それから、しろうとでもそのまゝ見ればわかるじやないかとおっしゃる御質問に対する一応の私の答弁でございませう。

○阿具根登君 ただいまの答弁によつて、薬事課長お聞きのとおりですが、たとえばそういう錠剤なら錠剤を売る場合に、これは日にちがたつにつれてその効力は薄くなつてくる、こういうことになつてくると、これは厚生省の責任だと思ふ。許可する場合に、何年何月製造、何年何月まで有効なら有効というふうにびたつと張らせないからというふうになる。そういうことではないのですか。そうしない、マスコミに踊らされて、それは病人はそういうものを買つても、悪い人がおつて古いやつを安く売つてくれる、こういうことになる。名前はいやというほどラジオやテレビなどで吹き込まれておる。そういうことになるならば、一応そういうものは有効期間は何か月間である、何月何日以降は飲んではいけない。これは最近デパートなんかでも、高級くだものなんかは、何月の何日ごろ食べて下さいとちゃんと書いてある。それから、もう一つ伺ひたいです。提案者のお話を聞きますと、まことにござつともだと思ふんですが、たとえばAならA会社の製品を、そのA会社が全国に自分の製品の販売網を持つ。酒もありまじやう、ウイスキーもありまじやう、サントリー・バーとか何とか、ちゃんと自分の製品が一番いいんだと言つて売っているわけです。そうすると、それも全国的にやる。この

薬局はどの系統のもののだ、何々系統のものとそればかり売る。そうすると、これが一番いいんだ、これが一番いいんだとしかいわないわけだ。今度は某メーカーの製品のところは、これがいいんだ、これがいいんだと、今やっておるかやっていないかわかりませんけれども、私は、将来そういうことをメーカーは考えてくと思う。また考えていかなかったらばおかしいと思うんです。全国に自分の支店を全部出すんです。自転車屋でも酒屋でも、全部全国に自分の支店を持っています。だから、同じ業種であっても、こちらがあなたに合うでしようとか、こちらがあなたに合うでしようということとでなくて、これは自分の会社のもの、自分の親会社のものだからということになってくるのだと私は思うんですが、そういうことは考えられませんか。

○高野一夫君 今の、話は前後いたしますが、その会社のいわゆる系統、二、三の会社は、いわゆるチェーン式にやっていたらしくるところもあります。これはおっしゃるところに、純粋な立場からいいますれば、どの会社の系統、どの会社のものは売らぬとかいうような、私はそういうのはききたくない。区別をつけて取り扱うべきじゃないと思う。それは薬局であり、薬種商である限りは、一般販売業である限りは、すべての製品は、いつ人が買いに來るかからぬのでありますから、用意して、そうしてそれぞれの特徴に応じて売ってあげるといふことでなければならぬと思う。ただ、問題は、なぜそういうような系列化したようなことが起こるかといふと、結局利益を追

求しなければならなくなる、そういうものに追いやられるから、甲の会社の製品ばかり売っておれば利益は幾ら、乙の会社の製品を売っておれば利益はないといふことになる。ことに外国と違つて、医薬分業の法律ができて実体が伴わない日本の状態でございます。まあ最近一、二年の間に非常に薬局の調剤がふえて参りました。非常にいい傾向だと思つておりますが、しかし、調剤で飯が食えるような状態にはまだ道はほど遠い。そうすると、販売で利益を上げて販売で維持して、将来調剤専門の薬局になるために、そこまで待機し、保持していかねければならぬ。それに販売にたよらなければならぬ。その販売にたよらなければならぬ。過当競争が偏在して起れば、やはり多少なりともマージンの多いものに飛びつく、こういう事態になる。そういうことも防ぎたいと考へまして、こういう適正配置もその有力な一助となる、これで全部解決しないけれども、有力な一助となる。そういう面から考へて、できるだけ過当競争を避け、そして各会社の製品を並べて、いろいろ説明して買ひほうの判断にまかせ、こういうふうな純粋な立場にいてもらいたいわけです。それがやはりこの法律の改正の一つの精神でございます。

それから、もう一つ、期限の問題が出ましたが、私の説明がちょっと足りなかったのかも知れませんが、現在医薬品を許可する場合には、ここに薬事課長がおられますけれども、効力がある程度ありますとそれは許可する。ところが、同じような製品で五の効力があるのは当然許可しますが、さ

らに優秀な会社が優秀な製品を作つて、十の効力のある同じ製品を出す、これも許可する。そういうたしなすと、五の効力のあるものも当然発売が許される、十の効力のあるものも発売が許される、こういうわけでございますから、その製品の鑑別というものは、やはり専門の知識を必要とするわけでございますけれども、すべての医薬品が全部年月を経過することに分解、破壊されるのではないのでございまして、そういうものも相当ございまして、警戒して、やはり古いものはなるべく取りかえて、新しい分解作用なんかの起こつていない安心のできるものを出したい。それから、有効期間を定めたものは、これはございまして、たとえばいろいろな抗生物質なんかさうございまして、何年何月まで有効というのものももちろんございまして、これはその期間が切れば、当然売つちゃいけない、こういう制度ももちろんございまして。

○阿具根登君 これをやめますが、私が心配して居ますのは、精神的な面はわかりましても、今の場合はメーカーがもうけ過ぎているから、宣伝ばかりやっておればそれでもうかるんです。薬はきこくがきくまいが知つたことじゃない、毒じゃないんだから。十きくのか六きくのか七きくのか五きくのか三きくのか知らないが、今おっしゃつたように、厚生省が許可する、許可すれば作つたものは一つでもうんと売らねばならぬ、もうけるために。だからいろいろな名文句を並べてやつてゐるわけなんです。ところが、今度はいよいよ競争力が激しくなつてきますと、今度は一般大衆もい

つまでもだまされぬと思う。そうすると、やっぱり油のように、自分の系列会社を作らねばならぬ。自分のうちの薬を売つてくれるところには店舗をどれだけ援助しようとか、あるいは薬はどのくらい安くするとかという特約店を全部急速に作つていくと思ひます。私は作ると思ふ。そうした場合に、それが実行できないようなことがこれ考えられるかどうか、あるいはそういうことは業者としては精神上決してやらないかもしれないけれども、じゃあ薬屋が自分でやろうと思ふ場合に、なかなか資本も要る、この場合に、資本も一切親会社が貸してやろう、そして売り上げの何%くれればいというふうなことは当然なされると思う。まだなされておらなかつたら、そういうことがなされると思う。そういう場合の混乱は一体どうするか。それから、もう一つは、薬局開設者が薬剤師でないときには、これは薬剤師の中から管理者をきめるということ、現在そういうところがあるんだ、薬剤師でない人が薬を販売しておる、現在、そういう人の経過措置はどうなつてゐるか、そこは直ちに薬剤師を入れなければならぬのか。その点です。

○高野一夫君 現在薬剤師でない者が開設する場合は、必ず一名の管理薬剤師を置かねばならぬことになっております。したがつて、現在しろうとが開設した薬局でも、必ず薬剤師がおることになっておりますから、これはこのまま通りますが、今後改正案が公布された後における新規開設希望に対しては、この制度を適用するわけでございます。いま、薬剤師の中から管理者を選ぶということが要綱の第一から出て

くるわけでございます。たとへばスーパー・マーケットのごとき、非常にお客の多い大規模の事業量を持つところに一人の管理薬剤師だけでは不十分である。そういうところは二名ないし三名を置く。かりに三名を置かなければならぬということになりますと、三名のうちの一名が責任者としてのいわゆる管理者になる、こういう意味に今度変えたわけなんです。一人あればよかったのを、今度二名以上あり得る場合があるわけですから、その中の一人だけが管理者としての責任を負う、こういうことです。

○説明員(横田陽吉君) 高野先生がお答えなさいましたことを補足いたします。第一番目は、医薬品の有効期間の問題でございますが、先ほど高野先生の言われましたように、ペニシリン等の生物学的製剤、こういうものは何年間有効期間ということがきつてはつきりわかるわけでございます。ところが、そのほかの一般の化学的な薬品につきましては、その有効期間がどれくらいであるかということ、必ずしも画一的にはわからない。と申しますのは、保存方法にもよりますし、それから、最近非常に製薬技術が進んでおりますので、安定剤等もだいたい発達して参つておりますので、従来ではあるならば一年ぐらしか持たなかつたはずの薬も、二年も三年もその有効性については全然変化がないという場合も非常に多いわけでございます。したがつて、大體常識的に考えますと、普通の化学的医薬品については、普通の保存方法をとれば、二、三年は、さほどその有効性に変化がないといふことは言へると思ひます。ただ、問題は、輪

く使われる用語であります。いわゆる、自由にして民主的な労働組合のある方、存在意義、そしていわれるところのいわゆる自由にして民主的な組合活動というものを、陰に陽に拘束したり抑圧しておる国内法規は数あつても、たとえば公務員法であるとか公労法というものは、その発想の次元をと

らえてみても、発想の歴史的経緯にかんがみましても、少なくとも、国際労働憲章はいわずもがな、憲法二十八条の規定ないしはその思想を流れる精神には、少なくとも反するんじゃないか、

こういふふうに考えておりますので、この点は、私が今後お伺いをしようとする発想の起点でございますので、一応労働大臣からお伺いをしたい、こういうふうに思います。

（国務大臣（大橋武夫君））労働省とい
たしましては、労働組合は、憲法に基
づく労働権によりまして労働者の組織
する組合でございますので、この組
合の発展育成を念願いたしておるの
であります。その労働組合のあり方とい

たしましては、自由にして民主的な組合
ということが、一つの目標に相なつて
おるのでございます。自由なる組合と
いうのは、結社の自由の原則に従いま
して、労働者が自主的に、自由に組織

する組合であるということ、そしてその運営においては、民主主義の原則に基づいて運営される、こういうことが労働組合の目的達成の必須の要件と考えられますので、労働組合の発達のた

めに、自由にして民主的な組合といふことを目標といたしておる次第であります。

に立つかという点で、いろいろな議論のあるところですが、政府といたしましては憲法の所定の労働権というものの、公共の福祉によって制限をされることは一般の基本的権利と同様であるという観点に立ちまして、国の行政の構成、また公共の福祉という観点で、公務員法あるいは公労法が、この結社の自由につきまして必要なる制限を加えておけることは、これはやむを得ざることを考えておるのであります。

○杉山善太郎君 ILO八十七号条約の批准は、すでにこれは時間の問題だと思ひます。私も、そういう趣意を一月二十三日の池田首相の施政方針演説の重要な柱としてILOの批准の問題が位置されておるといふところに、これは批准の前夜の情勢に位置づけられておる。したがって、ILO八十七号条約の批准は、単に国際的な法規をみえや体裁で尊重することを明らかにするといふ、そういう立場だけではなくて、その関連においては、どうしても日本国憲法二十八条の精神を尊重して、そういう立場に立つものでなければならぬ、こういうふうな考えを述べます。

たとえば公共の福祉に反してはならないという憲法上の規定を故意にひん曲げて解釈し、労働基本権に基づくところの正当な労働争議行為を抑制したり弾圧することは、国際労働憲章ないしは国際労働慣行の常識に反すると思うが、労働の見解はどうか。今、もちろん公務員あるいは公労協の重要な基幹産業なり、国の行政を担当するところの人々が、野放しでノー・ブローで、自由だから民主的

だからといって行動するということについては、それなりの自律的行動というものと理性というものと、やはり法的な規制というものはあつてしかるべきだと思ひます。前段、私は、質問の中で、少なくともこの公労法にしてもあるいは公務員法にしても、その発想と制定の歴史的経緯、たとえば一九四七年の二・一ストの当時、マッカーサーがわが国を占領の立場において支配をしておった当時に、マッカーサー書簡といふものと、その前夜の情勢では、御承知のように、米英ソといふものが、大体ボグダム宣言に基づいて、占領の根幹をなしておったのであります。占領の根幹が去りまして、マッカーサーのやはり日本を支配する一つの力といふものが強まってきた。そういう方向の中でやはり公務員に対するストが禁止をされておる、具体的に、やはりマッカーサーの書簡によって政令二〇一号によって禁止をされておる。その関連において公務員の中からスト権が禁止をされたり、あるいは公労法といふものについて手が加えられておる。

したがって、それにしても法は法であるという建前において、私どもは法治国の国民として法治国における労働者として、その点については、やはり抵抗を作りながら合法の手段によって、これを変えるという立場を取るものでありますけれども、今労働の言われるところの、こういう法律があるからというだけでは受けとめがたいと、こういう立場を取るわけでありまして、後段に質問いたしました、この公労法の規定と照らし合わせまして、方と八十七号の条約を批准するといふ

ことは、単に勧告があつたり——十三回も勧告があつたから、やはり国際的なレベルの中で日本も大國として……、こういう面でもやはり一つの水準の中に到達をするんだ、そして国際憲章の尊重を確約するのではなくて、それよりもっと前の、一歩前の姿勢として憲法二十八条の労働基本権の保障といふものは、国の責任においてなされなければならぬのでありますから、そういう点について今日の時限をとらえてみるならば、十分姿勢を正して重視していかなければならぬ、こういうふうな考えをわけでありまして、そういうことと関連してお答えいただきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 公共の福祉のために労働基本権を制限する場合、憲法の解釈上当然あり得ることでございます。しかしながら、その公共の福祉のために、いかなる労働権のいかなる部分をいかなる形で制限するかということ、それは、そのときどきの社会情勢によりまして、おのずから変遷はあるべきものであらうと考えるのでござい

最近になりまして、御承知のごとくわが国もILO条約八十七号の批准の時期が近づいて参つたのでございまして、ILO条約は御承知のごとく結社の自由を規定いたしており、したがって、日本の現行法の中で明らかに抵触する項目もございまして、たとえば公労法四三条三項、また地公労法五三条三項、いずれもILOの八十七号条約の趣旨に反するのではないと思はれるのであります。また、公務員法にいたしまして、明文をもって規定はいたしてございせんが、従来公労法、地公労法の規定と照らし合わせまして、

政府並びに人事院におきましては、現公務員法は、当然解釈上公労法四三条三項、あるいは地公労法五三条三項の明文があると同様の解釈をすべきものであるといふふうになつてきておるのでございまして、ILO条約を批准いたしました以上は、この解釈も当然変わつてこなければなりません。したがって、この解釈を引き出してきております現在の公務員法といふものを、当然その点を明瞭にするという意味におきまして改正を必要といたすわけなのであります。

したがって政府は、ILO批准案件の国会提出にあたりましては、公労法、地公労法、公務員法、地方公務員法同じように改正をしようというので提案をいたしておる点は御承知のとおりでございまして、なお公務員のスト権の問題でございまして、この公務員の問題につきましては、その公務員の担当いたします業務、すなわち行政事務の性質上、これが労働権の行使によりまして停廃せられることが公益上認めがたいといふような事柄につきましては、これはやはり公共の福祉を尊重する見地からスト権を禁止されるというこゝもやむを得ないことではないかと思ひます。

○杉山善太郎君 先ほど申し上げましたような形に質問の柱を分けておりましたけれども、三時に、どうしても労働大臣は、といふことでありますので、一応質問はそれなりに進めて参ります。ただいまの大臣の所信といふものが、解明といふものについては、どうも私どもは、はだに受け入れて納得できません。しかし、これは他日に譲ることといひまして、次に質問を進め

ますが、ILO理事会の本会議が採択した日本問題に関する結社の自由委員会のことは新聞にも出ておりますので、あえてここでは申し上げるまでもないと思ひますが、そこで私はこれに関連をして、労働にお伺いをいたしますが、新聞の報道面をとらえただけでも、結社の自由委員会が理事会に報告書を提出して、それは採択される前の段階で同じ場所、これはベルギーのデボグ氏——労働者側の代表の理事と思ひますが、それと日本の政府代表である青木代理大使でありますか、発言を求めておるようでありまして、デボグ理事の発言は、いふならば、委員会審議の結論を出版するか、事実の調査、調停委員を日本に派遣せざるを得ないであらうと述べるとともに、日本政府が五月末までに約束を果たさなかつた場合には、断固たる処置をとらざるを得ないと言言をしてゐるのであります。これに対して青木政府代表は、事実調査委員の日本派遣は、政府は反対をしないだらうと述べている、新聞はそう報道してゐるのであります。この青木政府代表の発言といふものは、政府の訓令に基づくものであるか、それとも青木代表の私見であるか、この点は今後の問題について、私どもは十分重視していくべき必要なものと思ひますので、一応、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては、たびたび池田総理からも言明いたしておられますとおり、今国会において必ず批准を成就いたしたいという決意をもって、この問題に対処いたしておるのでございまして。しかしながら、何分にも国会の御審議を待た

しかしながら、今これに對しまして、日本政府として、かくかくの場合にはいかなる態度をとるかということはまだ明確にする時期ではございません。日本政府といたしましては、その未確定の場合についての対策を講ずる前に、与えられておりますこの段階におきまして、今国会批准達成に全力を尽くしたいと考えておる次第でございます。

に地方公務員法の解釈といたしまして、これらの法律に明文はございませんが、事柄の性質上、同じような解釈をしなければならぬものである、こういう解釈をもちまして、人事院は人事院規則によりまして、國家公務員の職員団体につきまして、公労法四条三項と同じような趣旨の取り扱いをいたしておるのでございます。で、公労法の四条三項、地公労法の五条三項を削

たしまして、この交渉の衝に当たって参ったのでございます。その経験から申しまして、内閣人事局のごとき権限ある正式の機関を設け、これが国家公務員の各種職員団体と統一交渉の窓口となつて、交渉事項を処理していくということが、国家公務員の交渉の権利を擁護し、実効あらしめるゆえんではないか、こういうふうに考えるのでございまして、この国家公務員法の規

は私なりの——私は戦前派の労働運動者でありまして、転機を政治活動の場に求めて、今回初めて、政治の場に参つたのでありますが、大正の末期から今日まで、労働運動の道一筋に生きて、歴史を語り、今日まできているわけでありまして、今申し上げた点につきましては、法は法であるということはどう定はしませんけれども、ILO八十七号条約の批准の問題と国内法の改正と

て、たとえ考えは違つても、痛くもない腹を探るというような、そういう意地の悪い立場に立とうとは毛頭考えておりませんけれども、筋を通して、やはり是は是、非は非という立場をとつていくべきではないかと、かように考えておるのでありますが、その辺の事情についてお考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣（大橋武夫君） 確かに、労

としてではできる限りすみやかに成立することを希望し、すでに国会に提出した、今後一そう努力をするつもりである、こういうふうに言っておられますが、本来ILOと結社の自由委員会を通して国際世論が問題にしておるのは、結社の自由に違反する公労法第四条三項、地公労法第五条三項の規定で

要請であると考えられるのでございます。ただ、問題となりますのは、おそらく国家公務員法の政府提出案によりますと、この中に、内閣人事局の設置という趣旨がうたつてあるわけでございまして、これが便乗規定ではないかというような批判も承っております。

○杉山善太郎君　おそらく大臣は、そう言われると思ったわけですが、意に沿うわけには参りません。ILO八十七号条約の批准と国内法改正は、全然違った次元と違った目標のものであるにもかかわらず、それが、あたかも一つのものであるかのように、悪い言葉でありますけれども、見せかけ

し上げておきます。

さらに伺いたいと思いますが、しからば、たとえばこれは倉石労働大臣の当時であったのでありますが、昭和三十四年の二月十八日付で、ILO労働条約批准に関する答申が、当時——今でもあるかどうか知りませんが、労働問題懇談会、会長は中山伊知郎さんで

たしまして、この御意見を実施する場合において、いかなる関連事項を生ずるか、詳細に検討を続けました結果、先に申し上げましたごとく、国家公務員法の解釈として、明文の規定はないけれども、公労法四三項と同じような解釈が行なわれているので、これを改正しなければならぬということ

しかし、政府といたしましては、現在までの国家公務員の職員団体というものとの政府との関係、これは御承知のとおり、国家公務員に對しましては、労働基本権のうち、組合の結社の権利並びに団体交渉につきましては、政府の当局と交渉する権利を認めておるのであります。ただ、協約締結をするこ

ありましたが、今申し上げた日付で、答申をされております。それは、明らかに批准をするということと、やはり公労法の四条なり、地公労法の五条三項なりを削除するということと、それからもう一つの柱を立てて、やはり自由にして民主的な、公正な労使慣行を確立するのだと、そういう答申がなされ

ので、労働権を有効にするという見地から、内閣人事局を作るのではなからうか、こういう提案がはつきりいたして参ったのでございます。ことに労働問題懇談会の三十四年の答申におきましても、公労法四三三項、地公労法五三三項の廃止は当然であるけれども、この廃止を行なうとすれば、関係諸法規等について、当然必要な措置を考慮しなければならなくなるであろうという点で、これらの点については、政府のさらに、それ以上の検討を期待しておられたわけでございます。これらの政府の検討に基づく結果というものは、必ずしも労働問題懇談会の答申の趣旨と相反するということではないと思っております。

なお、一言付け加えておきますが、政府はILO八十七号条約並びにこれに伴います国内法の改定につきましても、あくまでも国会の御審議をお願ひしたい、その国会の御審議におきましても、いわゆる政府が力をもつて押し切るというふうな、そういう行き方ではなく、十分国会において隔意ない御討議をいただき、その結果によって批准を促進したい、こういう考えでおりますことを付け加えさせていただきます。

○杉山善太郎君 ILOにおける八十七号条約批准に関する日本問題は、三月八日開催の理事会本会議が採択した報告書の内容及び会議の雰囲気からいまして、もうぎりぎりの限界点に達しているのではないかと、これ以上引き延ばすことは許されない、こういうふうな私どもは受けとめておるわけでありまして、さらに視角を変えて申し上げます。

ならば、ILO八十七号条約の批准問題は、単なる法律問題だけではなく、実はわが国の経済外交と密接な関連があると思うのであります。たとえばガットの関税交渉や、アメリカとの綿製品交渉を有利に展開するためにも、そして日本の低賃金国であり、そしてソシアル・ダンピングの常習国であるといったような誤解を解くためにも、この時点で八十七号条約の早期批准が先決ではないか。本問題の解決こそがひいては貿易の自由化に対処し、輸出増進への近道であると思う。したがってILO八十七号条約の批准に直接関連性のあるところのこの公労法の第四三三項、地公労法の第五三三項は、これを一日も早くとるべき手段と改定すべき過程を通しながら廃止をし、他の関係国内諸法規は、別途これを慎重審議をし、言うなれば、労使対等の原則の上に立つ公正にして民主的な労使関係を確立すべきであると思う。それがやはりILO担当大臣としての大橋首相の置かれておる位置づけであり、それを筋を通しながら敢然として勇氣をもつて取り組んでいかれるのが大臣の立場ではないか、こういうふうな考えます。この点については、もう時間もありませんが、労相の所信と、それから通産関係のどなたかお見えになりますれば、これは法律論としての受けとめ方ではなくして、そういう点についても関連として、お答えをいただければけっこうだと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) ILO八十七号の早期批准を必要とするゆえにつきましましては、ただいま杉山先生のお述べになりましたことに全く同感でございます。ただこれに対して国内関係法現をいかなる程度に整備するかという点になりますと、政府といたしましてはすでに国会に對して政府案の形で提案をいたしておるのでございまして、この提案された法案につきまして、この御審議によりまして適切な御処理をお願いしたい、かように存するのであります。提出者として、かようなことを申すことはいかかとは存じますが、政府は国会のお話し合いによりまして処理される分には、必ずしも原案を固執しなればならぬと考えておるものではございません。

○説明員(青木慎三君) ILO条約の批准が早期になされることが望ましいということは、ただいま労働大臣がご答えになりましたとおりでございます。で、一般の通商問題につきましましての好ましい影響を与えるであろうということは言えると思ひますので、通産省としてもなるべく早くこういうことが実施されることを望みたいと思ひます。

○杉山善太郎君 三月十五日の時点で、組織労働者の総意を代表するに足り得るいわゆる四団体が声明を出しております。その声明の趣旨を基調として、去る二十五日四団体が池田首相に申し入れをしておるわけでありまして、その時点で大橋首相も黒金官房長官も立ち合っておられるわけでありまして、そのあと味についても、申し入れました当事者から伺っておりますが、しかし、この点と、それからILO条約批准という問題を中心として、これに関連する諸問題の派生する方向の中でやはり対象となるのは、日本の労働者階級であり、これが批准されかされないかという問題、そしてそ

これは労働者だけでなく、国全体の問題としてでもありますが、この中で、すでにこれは蛇足であっても、一応は申し上げておくべき筋合いと思ひますから申し上げますが、ILOのモース事務局長は、昨年日本政府代表に對し、八十七号条約批准は、日本の国内問題としてではなく、アジア、さらに国際的な視野に立つて考へべきであると同時に、再三強調したことを政府は思ひ出してもらいたい。そういうところから力点を置きながら、やはりうたておる力点は、われわれ労働四団体は日本政府に對して、次の点を強く要望するものである。労働問題懇談会は一九五九年八十七号条約批准に必要な措置として公労法四三三項、地公労法五三三項の削除を答申しておる。また、ILO第四十五回総会の条約勧告適用委員会は、一九五三年に批准したILO九十八号条約第二項にも違反している事実を指摘しておる。現在批准遅延の原因は、国内法整備問題にあるのにかんがみ、国内法の改正は前項の点だけにどめ、八十七号条約を直ちに批准すべきであるというふうに強く申し入れておるわけでありまして、もちろん議院における、しかも本日の重要な柱としての批准問題の池田首相のその次元と、それからその言ひ分というものが、言うならば三月八日のILO結社の自由委員会の報告というものが理事本会議で採択されておる、そういう一つの国際信義の事項からいまして、そうしてさらに、先ほど申し上げました過般の批准に関する労働問題懇談会の答申というものをからめ合せて考へてみても、やはり批准という問題と国内法の改正という問題について

は別な問題として、これを拙速的に消化する、そういうことを強く要望しておるわけでありまして、この点について、これは池田首相にまつわる重要な問題であると思ひます。私どもは、私どもの受けとめ方は、かりそめにもILO問題の担当大臣は大橋労働大臣である。そういう立場から、最も慎重を期しつつ、いろいろな主張が今後とも起きると思ひますが、私はこれ以上、この問題は、また時間ありませんし、もちろん基本的な立場としても非常に重要な問題でありますから、将来の展望と見通しの中で、私の質問が、やはり障害を与えるということは問題があると思ひますので、これ以上突っ込んだ問題は差し控えますけれども、十分ひとつ、その辺の、総評を含めた四団体の最大公約数でこの申し入れをしていこうということを重視していただきたいということを特に御要望申し上げます。これは三時というところで、信義を重んじますので、実は六本の柱の中の一本もつとも、これは法務大臣に一本残してありますので、労働大臣は、これでいいです。

今やはり、これは六本の柱の中で、どうしてもこれは、法務委員会だけでなく、この場でひとつ、労働者に関係がある問題でありますので、ひとつお聞きしたい、こう思ひましてお伺いをするわけであります。

三月八日のILO理事会の本会議が日本問題に関する結社の自由委員会の報告書を採択した過程の中で、労働者側の代表理事であるベルギー國のデボックさんが発言をしておるわけでありまして、その内容は、御承知と思いますが、こういっておるわけでありま

は別な問題として、これを拙速的に消化する、そういうことを強く要望しておるわけでありまして、この点について、これは池田首相にまつわる重要な問題であると思ひます。私どもは、私どもの受けとめ方は、かりそめにもILO問題の担当大臣は大橋労働大臣である。そういう立場から、最も慎重を期しつつ、いろいろな主張が今後とも起きると思ひますが、私はこれ以上、この問題は、また時間ありませんし、もちろん基本的な立場としても非常に重要な問題でありますから、将来の展望と見通しの中で、私の質問が、やはり障害を与えるということは問題があると思ひますので、これ以上突っ込んだ問題は差し控えますけれども、十分ひとつ、その辺の、総評を含めた四団体の最大公約数でこの申し入れをしていこうということを重視していただきたいということを特に御要望申し上げます。これは三時というところで、信義を重んじますので、実は六本の柱の中の一本もつとも、これは法務大臣に一本残してありますので、労働大臣は、これでいいです。

す。すなわち、日本政府が理事会により約束をするに、反組合的な処置がとられる、最近でもそのような事態が起こっており、こういっておるのではありません。この発言が、三月八日であり、立証されたかのごとき現象が三月十五日最高裁小法廷の判決である。いみじくもという、私は言葉のあやを使いますけれども、しかも、この判決は、実に労働運動の何であるかということをおぼろげに、つまり理解しないところの、言葉は悪いのでありますけれども、無知、しかも不法、不当なものであるというように、私も、そういうふうな受けとめざるを得ないのであります。今日、国際労働憲章はもとより、憲法二十八条の規定と精神を冒瀆することもはなはだしい。全く私も労働者の立場、今日労働者の立場という立場ではありませんが、やはり全く怒りを禁じ得ないものがあるのであります。この際、特に、やはり法相に伺っておきたいのであります。一体、この判決が及ぼす影響というものは、国際的にも国内的にも、そうして労働界はもとよりでありますけれども、政党、学界、言論界、法曹会においても、大きな波紋を引き起こすところのであります。特にILO八十七号条約批准問題が大きくクローズ・アップされているときでもあるので、この際、右のように関する法務大臣の一つの問題に対する法理論としてでなく、考え方の基調というものを、一応お尋ねしておきたい、さように考えるわけでありませう。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。去る十五日の最高裁第二小法

廷におきまして、公労法十七条一項の規定に違反して行なわれた公共企業体等の職員の行なう争議行為につきましては、労働組合法一条二項のいわゆる刑事免責の規定の適用がない、このような判決がありましたことは、すでに御存じのとおりでございます。政府といたしましては、かねてから公共企業体等の企業の有する国家の経済と国民の福祉に対する重要性にかんがみまして、公労法十七条一項の規定は、憲法二十八条に違反するものではない。また、公共企業体等の職員が同条に違反して争議行為を行なった場合には、その争議行為について正当性の限界いかんというようなことは論ずる余地がないのである。そうして労働組合法一条二項の適用がなくて、したがって、刑事免責を受けないとの行政解釈を終始一貫とってきたことも御承知のとおりであります。今回、こういう政府の立場と参りました行政解釈に、そういう明確な判断がなされたというところでございまして、法務省といたしましては、法律解釈としては、かような新判例は、これが相当である、かように実は考えているのでございます。

ILO条約との問題のことにつきましまして、杉山先生のいろいろ御指摘の点があったと思うのでありますが、この問題は御承知のとおり、そういうことに関係なく、最高裁の第二小法廷の新判決として決せられたわけでありまして、政府といたしましては、この判決を支持して、これから参りたい、かように考えているのでございます。

○杉山善太郎君 ILO結社の自由委員会は、十二回にわたってILO八十七号条約の批准に関して日本政府に勸

告をしていることは御了承のとおりであります。同時に、争議行為並びに政治活動その他の制裁として解雇等の行政罰はもちろんのこと、刑事罰の適用もしてはならないという趣旨の、これはF頂等の勧告というものがあつたのであります。これはILOの百五号の条約、つまり強制労働禁止の統一見解を示しているわけでありまして、職場放棄であるとか、そういうものに對して行政罰はともあれ、刑事罰を加えることは許すべきではない、あるいはストが緊急事態を発生して、基幹産業というふうなものに對して混乱を生ずるといったような、そういう一つの事象以外は、少なくとも過般の最高裁判所の小法廷の下した判決のようなもの、非常に——前段申し上げましたけれども、ILO条約を批准するということ、国際労働慣行や国際条約を尊重するということにとどまらず、日本のやはり国内法の基幹である憲法、特に労働問題にまつる二十八条の条項は尊重され重視されなければならぬ。今日、主権在民の立場で、裁判官も最高裁の判事の皆さんも、国民審査によって決定されている。その人たちが位置づけられている。そういう建前からいっても、やはりILOの批准の、いろいろな各種国際労働憲章の中に関連事項がありますけれども、それらのものを尊重する、そういう次元の中で、ああいう問題がとらえられるということは、はなはだ遺憾だと思ひますが、そこでこの場では、この問題にあくまで食い下がる問題ではないと思ひますが、こういう点について、ひとつ伺っておきたいと思ひます。私も法律には全くしろうとで

ありますけれども、このことをお伺いするのは、しろうとのほうがいいと思ひますから、歯にきぬを着せず、ざつとくばらんにお伺いたしますが、あの判決のやり方、少なくとも口頭弁論というものを開かずに、それから関係弁護人にも、知らせるには知らせても、ほんとうに一つの通念や常識からはずれたような通告の仕方をして、しかも、出されたところのつまり判決というものは、高等裁判所や地方裁判所が下級裁判所であるかどうかということには私はわかりませんが、それらの判事諸公が、広範なやはり判例と、十分うんちくを傾けて出された判決というものを、一片の最高裁の權威というものと、そうして下級裁判所すべての対象になる広範な國際的な、おそらく国内的な労働階級の納得をせしめることのできないような簡単な一つの条文によつてやっていると、この問題は、前段も申し上げたとおり、確かに労働界でも学界でも言論界でも、非常にこの問題については、今後大きく問題が發展をするのだというふうに考えております。

そういうような点について、これは私は、新聞の切り抜きでありますけれども、一応これは、こういうふうにもっともだというふうに私どものむしゃくしゃとして胸につかえておることを、これが書いておりますので、簡単でありますけれども一応言っておきますが、「最高裁の判決が当事者だけでなく、広く大きな影響をもつことはいふまでもない。それだけに、最高裁判決には手続、内容の両面にわたって説得力がなければならぬ。訴訟当事者は下級審の段階で、正

しい事実の認定、法律の適用を求めるために、多大の努力を払う。下級審の裁判所は二分している学説、判例のいづれをとるにしろ、その理由を判決に示す。その理由を最高裁が変更するに当事者のいふ分も聞かないでは、当事者のみならず下級裁判所に對しても到底説得力あるものといえないではないか。これでは一審強化を主導する最高裁みずからこれに水をさすとの非難を免れない。

こんどの判決は学説、判例が二分する大問題であるのに、わずかにその結論を示すだけのものである。これはもはや「裁判」ではなく、最高裁という立場からの結論のおしつけではなからうか。最高裁は単なる司法行政府なのであろうか。

最高裁が「裁判の權威をいうのであれば、判決にはそれにふさわしい手続、内容がなければならない」と考へる。それがないうところに、どうして国民に信頼される裁判、裁判の權威があるだろうか。こんどの判決は大変遺憾である。これは東京中野区の弁護士で、名前も明確にしてあるわけでありませうが、私も通念として、こういうふうなこの判決というもののあり方、それから形式上の問題を非常に不審に思ふわけでありませうが、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。法務大臣といたしまして、裁判所のそういう判決の仕方あるいは内容等につきまして、とかく批判がましい意見を申し上げるのは差し控えたのでございませうが、これは私が聞きましたところによりますと、検察側並びに弁護士側の弁論の資料は、いづれも

二万語に及ぶと言われるほどの膨大なものであったそうであります。しかもこの種の裁判は、実証であるとか、証拠裁判であるとかというような性質のものではなくて、どこまでも双方の主張を、両方の書類によって提出されておきます。資料によりまして判決をされたというふう聞いておるのであります。そういうことがいいか悪いかということは、私といたしましては、それを肯定する立場に立っておるのでございまして、批判を申し上げるということは差し控えていたいただきたいと思ひます。

それから、先ほど杉山先生が前段に申されました、先ほどの最高裁第二小法廷の判決というものは、ILO八十七号条約の精神に相反するのではないかといったようなお話があったと思うのであります。私どもの立場といたしましては、決して憲法二十八条に違反しないという理由は、たとえ争議権に対する否定と申しますか、制限はするのであるけれども、別に労働組合の組合権を何ら侵害するものでない、それには、いろいろ調停機関等も、それがために制度によって設けられておるのであるからと、そういう立場に実は立っておるのでございます。どうもこれは非常に専門的な知識が必要でございまして、私では十分お答えができませんかと思うのであります。もし先生が御必要ならば、刑事局長を連れて参っておりますので、刑事局長から答弁をさせたいと思ひます。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま大臣がお述べになりましたようにこの最高裁の判決は、私どもの見ておりますところ、きわめて常識的な結論だと

思っておりますのでございます。争議行為が禁止をされておりますので、禁止をされている以上は、争議行為を前提とした労組法一条二項の適用をまた受けるものでないということをお申しておるのでございます。その結果といたしまして、労組法一条二項の適用を受けないう結果といたしまして、もし争議行為の過程において起こった刑法に犯れるような行為その他があらば、その罪は罰せられなければならぬというところになるわけでございます。これはきわめて常識的な私は結論であると思ひます。

この常識的な結論は、大臣が申されましたように、政府といたしましては終始このような態度をとってきたのでございまして、ところが、この考え方に對しましては、杉山先生もすでに御承知のとおり、学者の中には、いろいろ異論を唱える方もあります。また、それに伴ひまして、下級審の判決におきましては、政府側の見解を支持する判決もありましたと同時に、また異論を唱える学者の見解を支持する、つまり反對の判決、結論もあつたわけでございます。法務当局といたしましては、このように一つの法律の解釈がまちまちになつておることが、何としてもはつきりさせるといふことに意義を感じておるわけでございます。終始変わらぬ行政解釈を、はたして最高裁がどう理解するかというにつづきまして、たまたま出て参りました二つの事件につづきまして、先ほど大臣申しましたように、検察側としましては二万字に及ぶ膨大な理論構成をいたして弁論に立ち会つたわけでございます。一方、もちろん弁護士側も、さらに検察

に劣らない程度の理論構成を展開いたしました。最高裁の判断に供したわけでございます。裁判手続は、御承知のように最高裁の手続でございますので、一審、二審の裁判とは違ひまして、すこぶる静かに弁論が行なわれるわけでございますけれども、そしてまた、結論といたしましては、言い渡された判決は非常に膨大なものではございせん。それは法律論についての結論でございますから、きょうな膨大なものではございせん。したがつて、この判決に不満を感じられる方々の目から見ますと、納得がいかないというふうな御議論もあらうかと思ひますけれども、私も法律の専門家の立場から見ますと、きわめて常識的な結論であるといふふうに理解をいたしておる次第でございます。

なお、このような解釈態度は、はたしてILOの基本的な考え方に相反するか反しないかというふうな問題もあらうかと存じますけれども、当面この判決は、ILO八十七号条約に直ちに抵触するものではないという理解をいたしておりますし、もちろん将来の問題として、いろいろ論じられておりますILO百五号条約との関係につきましても、差しあたり抵触する問題はない。もちろんこのILO百五号の問題につきましても、制裁として強制労働を禁止しておるのでございますが、それが刑罰に課せられることによって刑に処せられる、刑の執行を受けるといふことが、はたしてそれにあたるかどうかといふことは、これまた、いろいろ議論の存するところでございます。し、条約勧告適用専門委員会等の報告によりますと、そういうものも入

るかのごとく、われわれは承つておるのでございますが、なおよく、この実態を見きわめまさんと、文字の上に表われたことをもつて、直ちにそれであるといふふうに論ずることは必ずしもいかと思ひます。さしあたり私は、最高裁の判決がILOの精神にも背離するのだというふうな考え方はいたしておらないのでござい

○杉山善太郎君 私は、あまり時間をこのために費やすということは本意でございまして、これで質問なり、多少主観めいた意見もまじりますけれども、打ち切りますが、しかし、今の御説に私も納得できかねます。もちろんこのごろの法律解釈に對して、学説、それから行政機関の解釈、同一省の同一事案に對しても、それぞれ食い違つてきております。そういうふうな中で、たとえばすでに批准されておるILO九十八号の二条の問題にいたしまして、今批准の前夜の情勢にあるところのILO八十七号の問題にいたしまして、当然国際水準に、そして諸外国の批准の国家、今日の二十四カ国あるわけでありまして、日本が、言うところの百九十九カ国のうちの、所得の面からいっても、そしてその他の生産点の問題からいっても、工業水準の問題からいっても、やはり大國である、そういう点になるならば、こ

な問題についても脚光を浴びなければならぬ問題だと、そういう展望を持てばこそ、過般のやはり小法廷における判決は、私どもの立場で受けとめなければ、確かにこれは不当である。不当とは何かというならば、やはりILO八十七号あるいは百五号、憲法二十八条の規定、その底を流れる立法の精神、また成立の経緯、歴史的経過からいっても、どうしても納得できないと同時に、それをはずれるものであるといふふうな解明せざるを得ないのであります。

同時に、国民は、今日、主権者でありますので、かくのごとき不当な判決に對して、私どもは、言葉のあやでは実に憤慨にたえないものを持っておりますわけでありまして、それは私どもは私どもの感情であります。それは理性で克服するといはしまして、やはり私どもは、このことによつて労働者が無権利の状態に追い込まれるといふふうに、私どもは、法理論や解釈ではなくて、労働運動の流れの中から、はたしてひしひしと、そのことを受けとめざるを得ない、こういう立場で言うのでありますから、とるべき重大な段階を仮定をしながら、やがてこれをその無権利の状態に追い込むといふことについては、どうしても抵抗をなさざるを得ませんので、やがて大法廷に持ち込んで、これを變更させる国民運動を展開せざるを得ないのだ、そういうことによつて、合法の手段によつて、一つの、底をあげていく。解明だけでは、私どもは、さようでございまして、わかりましたと、了解しましたと言ふわけには参らぬのであります。が、この辺で一応、今、法務大臣の、

と同じ考えを持つものでございますが、このたびの最高裁の第二小法廷の判決は、これはいざさか、私藤田さんと考えが違うのでございまして、つまり公共企業体等の労働組合の争議権に、なぜある種の制限、争議権の制限と申しますかをしたかと申しますと、これは前から政府が考えておったのでありますけれども、あの第十七条の規定だったかと思いますが、あれで争議

を禁止したのは、公共の福祉を擁護するという合理的な立論によりまして、あの法律はできておると承っておりますのでありますが、しかし、決して団結権であるとか、労働組合の組合権を侵害するような措置には私はなっていないと思ふのです。

と言いますのは、言葉は違ひかもしませんが、たしか強制仲裁制度のよりなものが設けられておるのであります、そういうことが一つの代償保障といひますか、そういう措置が講ぜられてもおるのではありませんから、決して労働組合のほんとうの権利というものを根こそぎ取ってしまったておるのではない。問題はやはり前段に申し上げましたように、公共の福祉という点をいかにして擁護するかという点に、私は基礎が置かれておったかと思ふのであります。

それから、ILO条約のそういう精神に基づきまして、先進国が進んで加入しておるこれらの制度のよき点を、日本としても法務省自体が取り入れるべきではないかという御説につきましては、これは十分によく検討いたしました、もちろん取り入れるべきところがあれば、取り入れることに努力をしていかなければならないと考えております。

○藤田藤太郎君 今基準法の一、二条でいっておる対等の立場で賃金及び労働条件をきめるということですね。労働法の一、二条の刑事罰、それから憲法二十八条というのは、私はうらはらの問題だと思ふのです。あなたも労働行政に経験をお持ちだったと私は思ふのです。どこの国の労働組合の歴史、労働者対使用者の歴史を見ても、そうでござい

ますけれども、日本もそのとおりでございます。労働者が賃金の要求をいたします、待遇の改善をいたします、はいよろしいと言つて改善する使用者があり得るかどうか。ここが問題なんです。そのために憲法で労働三権というものが明確になつてゐる。三権を確立して、初めて労働法の問題であり、基準法の問題であるわけですね。そうして初めて対等という、具体的な賃金や労働条件のところに基準が入つてきて問題が処理されるというのが、これが労働問題の一般常識ではございせんか。私は日本の法律をもつて議論をしておるんじゃないが、これが労働間の常識なんです。

公労法という法律があるから、そこには七条があるから、調停や仲裁があるから、事が円満にいひ、労働者の願いが私は一〇〇％とはいひません。これは、労使間の最終的には妥協でございませう。労働条件をきめるのは妥協でございませう。それには、一番大きな労働者の力というものを取つておいて、仲裁がありませうという話だけで、問題を処理するところに無理がある、私はそう思う。だから、今日ILO八十七号の問題が、これだけ議論されておつても、ILOの理事会では、四十人の理事の中で三十九対一、何べん投票しても、そういうことにならざるを得ないという、この国際的な流れ、常識というものを私はよくお考へになつて、この事態をみなければ問題が起きやせぬかということをお願いいたします。

そういう点から言へば、結社の自由、団結権の擁護なんというのは、これはもう民主主義の基礎なんです。基本的な問題なんです。国際的にも日本においても、そうです。日本ほど、また明確に労働三権を憲法できめてゐるところはない。これは私は、最も進んだ憲法だと思ひます。その憲法があるなしはともかくとして、八十七号の内容が批准されようといふと、それとともかくして、このようないふことは国際常識だと私は思ふ。それが一つの国内法によつてしばつてゐるからといひて、そして私は、そこに問題がありはせぬか。司法権の裁判所が問題を議論されるときには、いろいろあるけれども、裁判所の中でも、基本権に返つて、一審、二審の中では、これは人類進歩の中におけるこの問題といふものは、重要な問題であるといひて、いろいろの判決が出てゐる。そういうところを法務省としては、がっちりとりとらえて、日本もいつまでも、たとえば後進国のままだとおつてはならぬ。主権在民の憲法を持つて新しい出発をして、日本は先進国の先頭に立つて進まなければならぬといふときに、設備拡大ができた、生産力がふえただけでは、社会の進歩とは言へないのです。供給面と需要の面とのバランスがとれて、初めて社会の進歩、それに応じた人間生活の進化といふものがなくてはならぬと、経済や社会の面から裏づけたら、そうだと思ひますけれども、そのように私はやはり法律の問題も、法務省が担当されて、いろいろ研究されて社会の進歩、そして今ILOの常任理事国である日本が、そのような立場にありながら、こういう問題がどうも私は、今の御答弁だけでは、その点が忘れられてゐるんじゃないかという気がするから一言言ひわけます。

○国務大臣(中垣男君) お答えいたします。藤田さんが今おっしゃつたところがよくわかるのでありますが、問題とは私どもが心からいねがうてゐるの、やはり公共企業体の関係労働組合の争議が、つまり最も民主的に、特に公共の福祉を阻害されないやうな形で立行なわれる、そういう慣行がここに確立できるということでありましたならば、これが一番望ましいのでありまして、法律はいつの場合でもそうでありまして、いろいろな場合を予想いたしますが、あるいはまた、そのときの現実の社会現象等も考慮に入れますのでございませうから、今のところ、私どもがまじめに考えて参りました、藤田さんのようなお考え方を、全部制度化したしまつたといふことは、私は日本の労働争議の、特に公共企業体等における争議慣行といふものは、そこまではまだ真の成長や民主化をしていないと私は思ふのです。したがつて、このやうな法律もやはり必要なのではないかといふことであります。

ただ、そういうことを抜きにいたしまして、ごく常識的に、いわゆる人間性の解放をいたしまして、人間の権利を、人権を中心とした、そういう主張をいたしますならば、全くあなたと同じやうなことを私も申し上げたいのであります。しかし、法務省といたしましては、やはり既成法の、これは法秩序を維持するためには、現実の処理といふことを無視するわけにも参りませんので、できるだけ今後、公共企業体の労働組合の関係者といひますか指導者といひますか、そういう方々が進んでよく慣行をひとつ作つていただきた

い。そういったしましたならば、こういう法律にある、あなたの指摘なさつたやうな欠陥と申しますか弱点と申しますか、そういうことを取り除いていくといふことは私は非常にできやうい、そういう情勢になるであらう、かやうに突は考える次第でございませう。

○藤田藤太郎君 公共の福祉という議論を、今されたわけですね。公共の福祉はおのづからバランスの中で守られていかなければならぬと思ひます。公共の福祉は何でもかんでも無視していいという議論まで、公共の福祉とはどこで、それでは判断するかというのが大事だと私は思ふのです。公共の福祉を害してゐるというのとはどこまで、どこまでが公共の福祉を害してゐるか害してゐないかという判断が大それたと思ふ、私はそう思う。

たとえば公共企業体だといふやうな。しかしアメリカは鉄道といひ、アメリカが鉄道のたといふ争議のときは、ストをやるときは、一日や三日ではございませう。あなたも経験されてゐると思ひます。鉄道ばかりでございませう。通信もそうです。イギリスもフランスも国営でございませう。国営によつて運営されておられますけれども、しかし労働条件は、その三権確立といふのが常識でございませうから、むだなストを外国がやつてゐるとは私は言ひませう。言ひませうけれども、やはりそのバランスがくずれたとときには、三権の争議行為に入つてゐるといふ事実は、それではイギリスの、アメリカの、フランスの鉄道や、その他は公共事業でないのかといふと、そうでないと思ふ。交通機関は、日本もアメ

たといふ公共企業体だといふやうな。しかしアメリカは鉄道といひ、アメリカが鉄道のたといふ争議のときは、ストをやるときは、一日や三日ではございませう。あなたも経験されてゐると思ひます。鉄道ばかりでございませう。通信もそうです。イギリスもフランスも国営でございませう。国営によつて運営されておられますけれども、しかし労働条件は、その三権確立といふのが常識でございませうから、むだなストを外国がやつてゐるとは私は言ひませう。言ひませうけれども、やはりそのバランスがくずれたとときには、三権の争議行為に入つてゐるといふ事実は、それではイギリスの、アメリカの、フランスの鉄道や、その他は公共事業でないのかといふと、そうでないと思ふ。交通機関は、日本もアメ

たといふ公共企業体だといふやうな。しかしアメリカは鉄道といひ、アメリカが鉄道のたといふ争議のときは、ストをやるときは、一日や三日ではございませう。あなたも経験されてゐると思ひます。鉄道ばかりでございませう。通信もそうです。イギリスもフランスも国営でございませう。国営によつて運営されておられますけれども、しかし労働条件は、その三権確立といふのが常識でございませうから、むだなストを外国がやつてゐるとは私は言ひませう。言ひませうけれども、やはりそのバランスがくずれたとときには、三権の争議行為に入つてゐるといふ事実は、それではイギリスの、アメリカの、フランスの鉄道や、その他は公共事業でないのかといふと、そうでないと思ふ。交通機関は、日本もアメ

リカもイギリスも、フランスも同じだと私は思う。それが事実問題として、あなたの願わくば、できるだけそういうことのないように労使関係がありがたいという願いは私も同じでございます。ストライキを好む者は私はないと思う。だけれども、基本的に労働三権を頭から、公共企業体だということでも公共福祉を害するということだけで争議権、行動権というものを憲法に認めておきながら、憲法というものに書いてない国でも、それは常識であるのが外国であるのに、憲法で認めておりながら、この争議権というものをとってしまおうというところに、私は間違っているという議論がしたい。私はそう思う。そういうところに、社会の進歩がおくれているという、これはあらゆることに障害を来たしているという問題の議論をしなければなりません。

だから、そういう点をお考えにならなければいけないのじゃないかということをおし上げていくわけですが、公共の福祉を害するというのは、おのずから国民や行政の中で、だれがどこで判断するかということできるものではない。私はそう思う。

○国務大臣(中垣國男君) 公共の福祉という点につきましては、フランスによる公共の福祉の擁護ということをおしやられたわけでありますが、そういうことも、確かにそうだろうと思えます。しかし、私は率直に申し上げますと、こういう規定があっても、その規定が用いられないような、そういう慣行というものを労使双方によって築くべきものだと思うのです。こういうことがあるからということだけで、社会の進歩を阻害するとか、憲法上認められ

た、そういう団結権等の侵害になるとかということでは私はないと思うのでありまして、しかしここで、そういう議論を申し上げてもどうかと思うのでありますから、御主張のような点も、十分私ども勉強いたしまして、できるだけ社会情勢の変化に伴って、それにマッチしていきけるような、そういう制度を築き上げていきたい、このように考えております。

○委員長(加瀬亮君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬亮君) 速記を起こして。

○杉山善太郎君 日米貨金共同調査の問題について、さあっと一べん、この時点でほんとうの質問をして、勉強の資料にしたいと思うんですが、大臣に聞きたかったですがおられませんか、基準局長でも労政局長でもけっこうであります、聞くところによりますと、日本政府に対してアメリカ政府から第一回の日米経済合同委員会以来の懸案となっておった貨金共同調査に関する専門家会議というものを四月までに開きたいという正式な提案があったと聞いておるわけでありまして、具体的な問題として、たとえば会議の持ち方だとか、性格、運営、議題、開催場所、そういうようなものは、その提案に関連して出てきておるんですか。その点について、一点お伺いしたいと思う。

○政府委員(大島靖君) 日米両国の貨金問題の検討のための専門家の会議につきましても御質問でございますが、これは杉山先生も御承知のとおり、昨年十二月第二回の日米貿易経済合同委員会の際、大橋労働大臣とアメリカのワーツ労働長官との個別会談におきまして、この問題については、ひとつ専門家を会合せしめて検討せしめよう、こういう話によりまして進められたこととあります。その際、近い将来において開催しようという話し合いであったわけなんですけれども、その後のワシントンの日本の大使館とアメリカ政府側との話し合いが、まだ終局的についていないわけなんですけれども、大体四月中旬前後にはどうかという見当で、たゞいま交渉中でありまして、まだ最終的に決定は見えておりません。で、その専門家会議の議題と申しますか、どういふことを協議し、検討するかという点につきましては、これは専門家が向こうへ参りまして、向こうの専門家と会合いたしまして、それによって進めべきものであらうかと考えております。

○杉山善太郎君 政府は、アメリカ側の提案と前向きで取り組むという、そういう方向の中で、たとえば外務、通産、大蔵、労働、経済企画庁の関係各官間で、早急に日本側の態度の基本的な面を煮詰めようというところで協議をしておられるというふう聞いておるわけですが、まだ、そこまで速度は出ておられませんか。

それからついでに聞きますが、労働大臣は、池田内閣のもとにおける経済閣僚懇談会の正式な構成メンバーですか。その点も関連して、ひとつお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(大島靖君) 昨年十二月ワシントンにおきまして、大橋労働大臣とワーツ労働長官とが、個別会談でこの問題についての話し合いをいたしました

した際にも、私、労働省の首席随員として参っておったわけでありまして、同じく各省も、それぞれ大臣に首席随員がついて参っております。ワシントンで私も各省と打ち合わせをいたしましたわけでありまして、さらに引き続き、近く四月初めに開くということでありまして、各省の間で、そういう相談会を持っておりますが、まだ最終的に、どうしていかうとか、こうしていかうということがきまったわけではございません。

なお、労働大臣は経済閣僚懇談会のメンバーでございます。

○杉山善太郎君 今回アメリカ側から、四月なら四月を目途として、貨金共同調査に関する専門家会議を開こうと、そういう提案の中身であるか、それとも付随事項であるか――まあ中身であろうと思えますけれども、日米間に於ける特定産業の労務費の問題を、日本とアメリカの両国のつまり専門家会議で検討したいというふう聞いておるわけでありまして、大体この前、あなたも首席随員として労働大臣と一緒に行かれたわけでありまして、ワーツ労働長官との話し合いの中で、この前私が質問したときには、日本で、資料の交換、情報の交換、しかも、そのことが貿易に障害のないような、そういうニューアンスの受けとめ方をしておりますが、今度はもっと具体的に、たとえば特定産業の労務費の問題を浮き彫りにして、両国の専門家会議でというふうなふうに進んでおるようには側面から聞いておりますが、その辺の事情はどうでしょうか。

○政府委員(大島靖君) 大橋労働大臣とワーツ長官との会談の際におけるこの問題についての話し合いは、第一回の日米合同会議における共同コミニケの中に、こういふ問題が出ておりますが、とにかく両国が貨金等につきまして、相互に情報を交換し、相互に検討するということは、これは望ましいことである、こういう線を受けての考え方に基づくものでありまして、そういう大まかな線におきまして、詳細なことは、両国の専門家で十分検討させたらどうか、こういうふうな話であったわけでありまして。その後も私ども、今度四月初めに、この専門家会議を開くにつきましても、やはり基本的に、今先生お話しございましたように、こういふ相互の検討をやるというところは、あくまでも日米両国の貿易の拡大のために、いろいろな誤解もありませんから、そういうものは解いていこう、貿易の促進、両国の相互理解、こういふ点で、どういった問題を、どういふふうに研究して検討していったらいいか、こういうことを具体的に、今度専門家がワシントンへ参りて、そういうことを、そこで検討してきめていこう、こういう趣旨でございます。

○杉山善太郎君 まあ四月と言っても、もうすでに三月も暮れて、すぐ四月になって参りますがね。そういうタイムングの点から言って、貨金の共同調査のための専門家会議に臨む日本側の専門委員の人選であるとか、あるいはまた人数だとか、そういうような問題については、政府機関では、どこで一体、それをどういふふうにするか、それについておられるわけですか。もう三月は暮れますよ。もう四月と言っ

たつてすぐですからね。話は進行中ですが、それは。

○政府委員(大島靖君) 本件につきましては、労働省が実質的に主管省でありますので、労働省を中心にいたしまして、各省と相談をいたしております。人選につきましては、まだ具体的な人選は終局決定いたしてはおりませんが、だんだん選考を進めております。人数は、これも両国相談しての上のことです。専門家の会議でございますから、そうたくさんでもないかと思つて、大体四、五人の見当じやなかろうかと思つておりますが、これまた、ただいまワシントンにおきまして、向こう側と協議中でございます。

○杉山善太郎君 これは、たとえばの、たとえばという、そういう前提でお伺いするわけですが、アメリカとの綿製品交渉が難航しておる。最近はどう好転しておるかにニッアンとして受けとめておりますが、そういうおきから、またこの綿製品、賃金共同調査とか、アメリカ提案と、これは、もとより第一回の箱根会談以来、アメリカのほうからひとつ賃金共同調査をやろうと、おそろくこれは、やはり低賃金構造というもののやら二重構造というものを、その底辺というものについて、賃金の実態把握から出発しなければならぬという発想から、アメリカ側から提案なされたと思つて、常々この問題については、日本は受け身だと、今なお受け身の姿勢だと思つて、そのことはともかくといたしまして、たとえば最近、日本製の圧延の鋼板のダンピングの問題なども浮き彫りになって、いろいろと安売り攻勢

が、やはり西ドイツ、イタリア、フランス、それからアメリカなどでもいろいろと出てきておるようでありますけれども、こういうたような問題については、たとえば具体的に賃金共同調査の問題等、それから、いろいろなダンピング問題とかからみ合つて、アメリカ側が気負ひ込んで、早くやろうというようにいつてきておるといふ、そういう点については、何も関連性、は全然そういうことではないのだ、そういうふうな判断をしていいのですか。その辺について、通産省関係が何か、そういうような点については、どちらでもないですが、その辺のところをひとつ。

○政府委員(大島靖君) ただいまお話を、たとえば日米の綿製品交渉と本件は、別に関連はございません。この専門家の会議は、一昨年の箱根会談以来引き続き両国で話し合つておる問題でございますので、直接、今先生御指摘のような現在の問題とは関連ございません。なお受け身云々というお話がございましたが、この点は、箱根会談におきまして第一回の共同コミュニケが出た、両国その線において合意しておるわけなんです。その後、大橋労働大臣とワット長官との会談のときにおきまして、別にどちらからということなく、おのずから両方からきまつたような問題でありまして、別に受け身という考えは全然ないのでござい

○杉山善太郎君 もうこの一点で質問を終わりますが、実はこの一点だけは、ひとつ労働大臣に直接お伺ひしたかったわけですが、まあ労政局長も基準局長もおられますので、ひとつ労働大臣に、そうお伝えいただきたいと思つて、たとえば三月四日です、日本の民間四団体が、内容を申し上げなくてもおわかりだと思つて、アメリカのAFLやCIO代表のルーサー氏等によつて、民間ベースの賃金共同調査センターの設立準備懇談会というものを具体的に三月四日に発足しております。今日の時点では、センターの目的であるとか性格、調査範囲、運営、機構等の問題で、目下検討中なんです。で、私その当事者から聞いてきた話であります。漸次準備が進められておるわけですが、漸次準備がしなから聞くとところによると、日経連を中核とした一つのグループが、このいわゆる日米賃金共同、民間ベースの共同調査を白眼視して、ともすれば、これに水をぶかけようというふうな一つのムードを作ろうとしておる。まあそれはそれとしても、少なくともこういう賃金共同調査センターについて民間ベースの発足は、これは好ましいことだと思つて、これと並行して、多少時限は——タイミングはおくれているようでありすけれども、政府関係ベースの賃金共同、その調査機関も発足するわけでありすが、それはそれといたしまして、実は大臣に聞きたかつたのは、日経連等が幾らそれを白眼視したり水をぶかけようとしたら、賃金基本共同調査は、やはり数字になつて、いろいろ経費等も出てくるわけですから、真実は一つ、掘り下げられてくるわけですから、これは日経連で、どういふわけでもその賃金共同調査を好ましくないと思ふか知りませんが、しかし、それはそれで、別にどういふ言ひませんけれども、政府は、いわゆる行政所管庁である労働省は、こういう問題について、日経連のような立場をとつても、日経連のようないふ問題について、それはまずい、こう思ふので、その辺のところを私は、これはきわめてその大所高所からいふものはいないという高い評価の中で、これは四団体——権威ある四団体、しかもアメリカの総同盟、産別会議の権威ある代表団体が呼吸をそろえてやつていく。相当な方向にいくと思つて、日経連の、その側面から白眼視したり水をぶかけるといふことは意に介せないとしても、労働行政の担当者である労働省が、それと同調して邪険しても、となつたり、茶々入れてもらつて、このことになると非常に困ると思つて、何かその辺の事情について日経連が、この問題は好ましくないとか云々というふうな、そういういふような点について、きょうは大臣がおられますけれども、そういう点も実は聞きたかつたのであります。

○政府委員(大島靖君) ただいま杉山先生御指摘の、労働組合による日米賃金共同調査センターの件につきましては、私も新聞等によりまして承知いたしておりますが、その組織なり運営なり、あるいはその計画、詳細については、まだ十分承知いたしておりません。なお、日経連云々の、ただいまのお話については、私も全然承知いたしておりません。私の現在まで承知いたして、おきかたは、おそろくそういうことはなからうかと存じております。政府といたしましては、いづれにいたしましても、この専門家の会議につ

ましては、淡々と臨むつもりでございます。

○藤田藤太郎君 大島基準局長に私尋ねたいのですけれども、賃金部ができたというの、どういふ目的でできたのでしょうか。どうも私は賃金部ができたとき、われわれが説明聞いたのと今日と、少しズレがあるような気がしてならないのですがね。どうなんですかね。

○政府委員(大島靖君) 昨年の六月に労働省に賃金部ができましたが、その目的は、だんだんやはり賃金問題というものが労働問題の中でも特に大きな問題。そういう頃合ひでありますので、労働省としても、従来に増して、賃金問題をもっと積極的に、もっと詳細に掘り下げて研究したい、労働使各方面に対して、できるだけ御援助ができる分野があれば御援助を申し上げたい。基本的に賃金問題というものは、労使関係においても定まるべきものでございまして、私も、賃金問題の現在のますます増大する重要性にかんがみまして、研究をさらに進めて参りたい。また御援助できる分野については、できるだけ御援助を申し上げたい、こういうことが当時の目的でございました。

○藤田藤太郎君 その賃金部ができるについて大島局長から、そういうお話があった。私もそういう工合に進めてもらふものだと、こう思つておつた。たとえば何か日本の賃金ばかりでなしに、外国の賃金は、どういふ体系で給付されて、賃金や給与といふものが、どういふように動いてゐるか。そういうものを機構を大きくして、的確に知らせるのだと、それでみんな研究し

合うのだと、そのための材料を、賃金部というものを機構を拡大してやるのだという工合に、私は聞いておったものだから、私もそれならけっこうなことだと、いろいろな意見ありました

が、むしろ私はおかしいぐらいだけれども、賛成して、作ったほうがよろしいと、こう言っていたのですが、ところが見てみると、そういうところには、まあ、これからおやりになるのかしらませんけれども、もう一年たったわけですがね、何かそういうところは、まだ手をつけられていないようですね。私は、はなはだ残念だと思つて

す。最近は何か業者間協定最低賃金の問題も、どうやとかこうやとかおやりになっておるようですけれども、まあ急に変わらなくても、賃金部というものは拡大したので、所期の目的の、外国の賃金がどういふふうになっているか、労働条件はどうなっているかというようなことを、もっと的確に知らすような仕事に、入ってもらわなければ、せっかく賛成したって、これは何か私はつまらないじゃないかという気が最近しているので、それであらためて聞いたわけですが、一段と努力していただいて、そういうものはびしゃっと、やはりあらゆる努力をして、公正な立場ですね、労働省は。そういう立場から賃金調査をして、やはり国民の前に提供するという努力をひとつしていただきたいとお願いしておきます。

○委員長(加瀬兜君) 本件に対する質疑は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十三日)
- 一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案(予備審査のための付託は三月八日)

昭和三十八年四月九日印刷

昭和三十八年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局